

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第9期第6回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和4年3月11日(金) 10:00～12:00
3 開催場所	河内長野市役所3階 301会議室
4 会議の概要	① 令和3年度の協働の取り組みについて(報告) ② 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について ③ その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 自治協働課 (内線 707)
8 その他	新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、当日傍聴人の受け入れを行いませんでした。

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第9期第6回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 次第

日 時： 令和4年3月11日（金）
10時00分～12時00分
会 場： 河内長野市役所 301会議室

1. 開会

2. 案件

- 1 令和3年度の協働の取り組みについて（報告）
- 2 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について
- 3 その他

3. 閉会

<資料>

- ・【資料2】 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針
- ・【資料5】 協働の取り組み～みんなで一緒に創るまちづくり～
- ・【資料6】 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（改訂版）

第9期第6回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和4年3月11日（金）10時～12時

会 場：河内長野市役所3階 301会議室

出席委員：上尾、岡島、柏木、齋藤、久、前田、森田、山田

事務局：浦、新井、向原、吉川、小松、阪下

1. 開 会

2. 案 件

- ① 令和3年度の協働の取り組みについて（報告）
- ② 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について
- ③ その他

3. 開 会

- ① 令和3年度の協働の取り組みについて（報告）
- ② 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

※資料5・6に基づき事務局説明

久会長：ありがとうございます。それでは、只今お話し頂きましたように、資料5は、今年度の取り組みですので、来年度協働事業がより進めていけるように話して行きたいと思っています。

それから案件2の方についても、この指針に基づいて協働の取り組みが進んでいく訳ですので、そこに繋がるようなお話を頂ければと思います。いかがでしょうか、ご質問、ご意見ありますか。

委 員：指針改訂版の最終版ということで、昨日じっくりと読ませていただいたのですが、脱字がまだ一つありました。指針の4ページの上の5番、三つ目の黒丸のところ、「協働が進んでいな状況」となっています。

事務局：ありがとうございます。修正いたします。

委 員：もう一点は、フォントを見やすくしてくれているのはありがたいですが、できればユニバーサルデザインを使ってもらう方が分かりやすいかと思います。そして、この指針の対象は大人だと思います。子供達が地域の歴史や、SDGs

を学校で勉強しています。自然と、生活の中で一緒に何かをするということを通して学んでいますし、学校の先生方が意識してそういうことに取り組んでいるところもあるので、できれば小学校高学年くらいの子供から中学生くらいにかけて、もう少し要点をかいつまんで分かりやすい解説のようなものがあるといいと思います。

久会長：フォントはUD フォントというのが今はやっています。UD とはユニバーサルデザインという意味ですけど、他のフォントよりも見やすく読みやすいということで、デザインされています。また、フォントの字体でいうと12ポイント以上がいいと言われていいますので、少しページ数は増えますが12ポイント以上のフォントを使っていただくと良いかと思います。この辺りは市役所の中で、何か書き物やホームページ等のユニバーサルデザインの指針などはあるのでしょうか。

事務局：ホームページの作成に関しては指針があったと思いますが、一般的なドキュメント文書形式については、ポイントの大きさしか指針はなかったかもしれません。一度調べて対応致します。

久会長：これは我々の仕事ではありませんが、市役所全体としてパンフレットや書き物にもユニバーサルデザイン対応をお願いできたらと思います。

色覚異常の方でも分かりやすいような色使いというのも指針としてはあります。そういう意味では、誰が読んでもわかりやすいようにしてもらえたらと思います。ちなみに本懇談会の議事録もそうですが、PDFで議事録を掲載すると、視覚障害の方の読み上げフォントが読んでもくれません。テキストで掲載されると読み上げフォントが自動で読んでくれますので、いいと思います。その辺りの細かい工夫もまた色々お願いしたいと思います。

それと、委員さんがおっしゃった子供向けの指針ですが、「協働」と子供に言ってもわからないと思います。来年度でも結構ですので、皆さんのご意見を賜りながら子供向けに協働を伝える方法というのをまた議論をさせていただきながら、面白いパンフレットなども企画できたらいいかと思います。

そして、私がお手伝いしている、茨木市が総合計画を作った時に「協働」というのがとても重要なキーワードになっていました。協働をどのように子どもたちにわかってもらうかというときに、大きなかぶというお話を例にしました。1人では抜けないけれど、みんなで協力したら抜けましたという話を少し活用させていただきながら、勝手バラバラに自分の都合で動くのではなくて、みんなで話し合って協力してやるというのがとても重要ということを子供向けの

協働の説明として、一つ大きな柱にしました。そういう先進事例もあろうかと思しますので、皆さんの情報も賜わりながら考えていけたら良いかと思えます。これに関してでもいいですし、違う観点からでも結構です。いかがでしょうか。

委員：具体的な課題があって、それを解決するために協働し、まちの活性化という目標があって、そのために協働をするなど、そういったことのために、この指針があるのではないかと思います。指針を読ませてもらって、その様に思いました。総合計画に、協働によるまちづくりを書いているということは、実際にそれを進めていく活動が伴う、そういう形である必要があると思います。

例えばあるまちづくり協議会は、人材が豊富で活動を担う人がいるけれど、そうでないところはほったらかし状態という風になるのではなくて、全体的に同じように活動を進められるように、仕組みやノウハウを考えねばなりません。ただ一緒になって集まって何かをする、最初はそれでもいいと思いますが、課題解決をするためには、一緒になってするということだけでは難しいです。できる場合もあると思いますが、全体的にきちんと進めるには少し無理があるという風に私は感じています。それは実際の活動を通じて感じているところでもあります。

具体的に言いますと、小山田小学校区のまちづくりに関わっているのですが、小山田小学校区のまちづくり会は、最初交流会というところから始まって、交流会ではみんなで話し合いながら、最初は何をするのかわからないので、とりあえず寺ヶ池公園での色んなイベントとして、例えば自然観察ウォーキングや、ラジオ体操、春市、植木市、コーヒーを販売するなど、そういったことから始まった訳です。

ところがそれがまちづくり会の活動という風に今のメンバーは意識しているので、それ以外の人になかなか入ってきにくい状況です。そういう活動以外のいろんな活動、例えば農業者の耕作放棄地の問題とか農家の担い手が困っているといった課題があるのですが、議題にもならない状況です。そういった課題を持ったメンバーがまちづくり会に入っていないからです。そうではいけないと提案を私がすると、全く場違いのように思われます。そういった状況がどうにかならないかという想いからこの指針を見て、課題解決に進んでいこうという風にできないかと思いました。

内容について言うと、実際の進め方の中でそれぞれ役割については書いているのですが、実際にはノウハウや協働をもう少し進めていくための技術が実際には必要だと思います。目指すところであるビジョンを作る際、みんなで好きなように話しあって作りますが、作ったのはいいけれどすべてメンバーの中のもので自分のものにはなっていないということがあります。誰かが形だけ作った

ビジョンというのは、関係者全員が本当に共有しないといけないわけです。そこから協働が始まる訳ですが、その辺のところを実際はもう少し時間かけてやらないといけないと思います。ところがこの指針ではそれが見えませんでした。もう少し最初の段階で言えば良かったのですが、そのように感じました。それから細かい話になりますが、指針の6ページの上のほうにある言葉で、中間支援組織から出ている矢印が今までは「繋ぐ」となっていたましたが、今は「コーディネート」という風になっています。これは私が思っているイメージとは違います。中間支援組織は行政が市民活動団体を支援する際に、行政だけではできないので、中間支援組織に手伝ってもらって、市民とか市民活動団体を支援するという風に私は理解しているので、中間支援組織が行政をコーディネートするということに違和感がありました。逆に行政の方から中間支援組織の方に連携支援などの矢印があり、中間支援組織は市民へのコーディネートや、協働についてのコーディネートとして、二つ矢印が出ています。中間支援組織から見ると行政から矢印が入ってきて協働と市民の方にコーディネートするというイメージが私にはあります。これは最終版なので一応意見としてお伝えします。

それからもう一つですが、12ページの2つの点のところ、それは両方とも事業者の内容だから、その他中間支援組織の前に書く必要があると思います。最終版なのでやむを得ないと思うのですが、そういう風に感じました。事業者に関する注意書きではありませんか。

あと一つだけ言わせてもらいますが、11ページのその他の中間支援組織の説明ですけど、私の中ではさっきお話した中間支援組織のイメージがあるので、間違いだったら申し訳ないですが、中間支援組織というのは市民事業者と行政の間に立って、事業者の市民活動を支援する組織という風に理解しています。間違いならいいですが、そう理解しているので、それをここに落としこむいいと思います。

久会長：12ページ、改めて私も確認しましたが、これは中間支援組織の話で合っています。事業者ではなく、事業者のような新しい動きをする方々も出てきました。その方々に対して中間支援組織がどうしていけばいいかということを書いているので、話は中間支援組織の話です。これは各地の中間支援組織も今課題として抱えています。昔はボランティア団体とかあるいはNPOをターゲットにしていたんですが、今は合同会社や株式会社など様々な法人格を持った方々が、社会貢献活動をするようになったので、そういう形の方々も視野に入れないといけない時代になったということを書いているのが12ページです。

委員：でも、対象は事業者ではないですか。

久会長：そうですが、事業者に中間支援組織がどう寄り添うかという話を書いています。

委員：支援ということだから、中間支援組織のところに書いているということだと思いますが、もっと事業者は考えなさいという風に指針で書いた方がいいと思いました。

久会長：ここは中間支援組織の話でいいと思います。それと6ページの話は、私も20年以上、中間支援組織を担っている立場からすると、この矢印の説明がいいと思います。それは中間支援組織側からすると誤解になります。行政から矢印が出ているのではなくて、行政が動こうと動くまいと中間支援組織というのは、いろんなものを繋いでいくという役割を担っています。だから中間支援組織側から働き掛けていくという立場ではなく、上から受けるような立場になると、中間支援組織の独立性がそこで保てなくなりますので、この図の方が中間支援組織側からするといいと思います。

委員：私は、実はその機能というのは、例えば市と契約をする際に、市の方に対するコーディネートをするという仕事は、委託内容としては別のものではないかと思います。独立性を保つということと中間支援組織の機能というか、仕事の内容は、分けて考えるとして、市の方に対するコーディネートをするというのが契約に入っているのであれば、仕方がないと思います。

久会長：株式会社にしるNPOにしる、同じ話だと思います。市が発注した仕事に対して契約関係を結びますが、組織と組織の関係は独立を保っています。さらに、NPOを日本語に訳すと民間非営利組織です。ノンプロフィットオーガナイゼーションなので、訳すと非営利組織でいいはずですが、ところが「民間」がついています。その意味がとても重要で、「民間」を前に付けるというのは、行政から独立しているということを強調するため、民間非営利組織と日本語では称します。そのようにNPOを担ってきた立場からすると、行政とは一線を画している対等な立場でお付き合いをするというのが、中間支援組織に限らずNPOの根幹をなす性格なので、決して従属してはいけないという姿勢があります。そこはかなり慎重に注意をして、文章化する時は気をつけて行かないといけないところです。

委員：それは分かりました。もう一つだけいいますと、そういう独立性を保って対等

にことを進めていく、一緒になって進めていくということですが、実際には行政との協働の中で法律とか条例による縛りがあると思います。

具体的に言うと、アドプトパークプログラムについて、ホームページの説明では、協働の形態の一つということになっています。私は寺ヶ池自治会という自治会に所属しています。アドプトパークの担当課は、公園河川課になります。アドプトパークというのは、協働によるものですが、公園の管理は公園河川課がしています。協働なのでこの公園をどうして行くかというビジョンを共有しようと思っても、そういうテーブルを持ってもらえない状況です。まず公園は公園河川課が管理しているという考え方をされます。

だから協働のテーブルに乗らないという事は、他にもあるのではないかと思います。対等と言いながら、そういうことに縛られる事になり、対等になれないということがあります。今言われたお互いに独立するというのは、条例とか法律とかがあることによって対等になれてないとすると、そういう条例法律をうまく活用すればできるけれど、そこをどうしたらいいか、現実的な問題というのがあります。

久会長：それは私からすると条例法律があるからではなくて、協働という形態になっていないからだと思います。だからそれは指針にこう書いてあるということを追うということです。それは指針をどうするかではなくて、指針に基づいてパートナーとしての公園河川課に対して、「協働じゃないですね」という話を持っていけばいいし、「いやいや、うちではそれは動けません」ということになるのであれば、自治協働課の方に「こんなこと言われました」という話をして、さばいてもらえばいいと思います。

ちなみに宝塚市ではこのこと同じような委員会として、協働のまちづくり促進委員会というのがありますが、昨年任期が終わり今年新たな任期で始まりました。毎回任期が変わる時に、ここ2年で何を話しますかというのをみんなで議論して決めます。市役所が「来年度はこういう案件をしますとか、再来年はこういう案件にします」という話はしません。それはなぜかというと市役所から言われたことをやるということは、協働ではないという姿勢が市役所側も委員側もあるからです。常に白紙の状態から話し始めるわけです。今年は何をしますかというのを決めながら進めていくということが、本来の協働になります。

ちなみに指針を作った時も、みんなで作文をしています。市役所に任せっきりということも違うだろうという話になり、自分達で書き、指針ができれば今度は市民説明会をするということで、そのプランを決めるのもみんなで決めるし、当日の役割分担もみんなでしますというようなことで、本当に自分たちがまずは協働を率先するというような形で委員会も運営をしています。そういう風に

なればいいと思います。

今回のアドプトパークの話も本来は最初にこれをやってくださいとお願いするのではなく、公園をどういう公園にしたいかということをみんなで話し合っ
て、その中で地域団体はこうする、市役所はこうするというような役割分担を
するのが本来の協働です。それは指針に書いてあります。あるべき姿に持って
いけばいいということだと思います。

委員：それが難しかったです。半年以上頑張ったのですが、うまくいきませんでした。
それと指針の4ページ、「本市における取り組みと課題」とタイトルがついて
います。3つ目の点のところで、「市民・行政双方で、期待されているほど連
携や協働が進んでいない状況です」と書いてあります。総合計画で協働をやる
と言ってから、かなり時間が経ったように思います。進んでいないというとな
らば、進めるためにどうして行くのかということ、たとえばこのメンバーで
考えて行く必要があると思います。ただ話し合うだけではなくて、行動も含め
て、進めていくことが必要かと思ひます。指針とは別の問題ですが、アクショ
ンプランでは、是非そういうことを盛り込んでほしいという提案です。

久会長：話が膨らんでいますが、委員さんが最初にお話しされたまちづくり協議会がち
ゃんと皆さんに認識されていないという話があったかと思ひます。それは指針
に入れ込むのではなく、宝塚市ではまちづくり協議会の運営のためのガイドラ
インを作っていますので、まちづくり協議会というのは本来こういうもので、
こういう風に表現したらいいのではないかなというように、協働のまちづ
くり促進委員会が議論をして作っています。
その中でこれも委員さんのアイデアですが、運営のチェックリストというのが
あってこういう活動ができていますか、こういう運営ができていますかとい
う23個の項目があり、それをチェックしていくことで、この協議会はどこまで
進んでいるか、何が足りないのかということが自動的に見えてくるようにして
います。先ほどの委員さんのお話しでいうと、私はこういうことをやりたいと
思った時に、それを言える機会が確保できていますかという話があります。そ
れに基づいてみんなで議論をして、どういう活動をしていくかというのがまち
づくり協議会の運営では重要だということが書いているので、河内長野市の
指針でもまちづくり協議会の運営のガイドラインを作っていけば、浸透してい
くのではないのでしょうか。ガイドラインはページ数で言うと十数ページあるの
ですが、十数ページもそんなになくてもいいということで、A4の表裏でまち
づくり協議会ってこういう協議会ですよというチラシを同時に作り、広報と一
緒に全戸配布しました。みんなが見ているという形をとりました。そういうこ

ともししていくといいと思います。

今アクションプランを作ろうとしていますが、宝塚市の場合は協働のマニュアルも作っています。先程、委員さんがおっしゃったように、協働していく際にどうすればいいかということは、そのマニュアルを見るとよく分かります。このように進めていけば協働が進むのかというような事例を含めたマニュアルを宝塚市は作っています。

委 員：河内長野市も協働のマニュアルがあったかと思います。

久会長：そういうのを改定していくといいと思います。宝塚市の場合は、この前総合計画を作り直した時に、各まちづくり協議会が作っているまちづくり計画を、市の総合計画に組み込みましょうというとても大層な作業をしました。その時、まちづくり協議会の会長さんが、「計画を作ってからもう十五年なんですね。私は恥ずかしいですが、まちづくり協議会の会長になって初めてうちのまちに計画があるということを知ったんだよ。次はそんなことをしたくない。」と仰いました。なぜまちづくり協議会のまちづくり計画をみんな知らなかったのかと言うと、一部の人達が勝手に決めたという話になっているからで、「だから今回はできるだけ多くの方々に関わっていただいて、特にこれからまちを担ってくださる若い方々にもワークショップを通して関わってもらって、そしてみんなで作ったんだという形にしないと、また十数年経つてくるとそんなものがあつたんかとか、誰が作ったんやとか言う話になりかねないよね」ということで、まちづくり計画を改定する時のガイドラインを作らせてもらいました。みんなの意見で聞くというのは、言葉で言うのは簡単ですが、どうやったらいいのかという時に、こういう手続きでやりませんかと提案できるマニュアルのようなものを作りました。例えば、ワークショップをやってもいいし、夏祭りを利用してボードにシールを貼るようなアンケートをやってもいいといった、さまざまな手法が紹介されているガイドライン作成に取り組んでももらいました。さきほどいろいろおっしゃっていただいたように、解決のためにはいろんな手法を使いながら、進めていけばいいと思いますので、また来年度以降の議論の中で何が必要なのか、どういう手法をとればいいのか、どうすれば協働がどんどん進んでいくのか、どうすればうまくできるのか、そんなことが議論できたらいいと思います。

委 員：マニュアルの話が出ましたが、河内長野市もマニュアルとその概要版があります。それに対してどういう風にされるかというのも、任期は終わりですけど我々が手伝えるのであれば、アクションプランと同時に、今言っていたまちづ

くり協議会のガイドラインとかマニュアルとかその辺のところを、すでにある分については改定すればいいと思います。

久会長：ちなみに宝塚市は月一回の委員会の開催になっています。だからいろんなことがみんなで話し合いできています。ちなみにメンバーは30名程度いて、この懇談会のメンバーに比べると多いため、その30人が一斉に議論はできません。そのため、常に二つのテーマを2年通して進めていくことにし、部会方式を取っています。どちらのテーマに関わりたいか、手を挙げてもらって選んだ部会で議論していきます。全体会は4回に1回くらいで、その間は部会ごとに月一回議論もしていくという方式をとっています。懇談会の運営そのものについても、今後議論していく必要があるのではないのでしょうか。

委員：よく分かりました。ありがとうございます。

岡島副会長：案件1に関してですが、特に3-③の成果と課題に関して、詳細をお願いします。河内長野市の市民公益活動に関して、ここ最近の大きな変化というのが、一ぷらざがイズミヤゆいテラスに移転したということだと思います。これに関してどのように認識されているのか資料には5行で記載がありますが、もう少し詳しく話を伺いたいと思います。

委員：以前少し話があった、日曜日に開館するかといった話でしょうか。

岡島副会長：そういったこと含め、細かいことは色々あると思います。夜の開館がなかなか難しいといったこともありますし、他にどのような課題と成果を認識されているのかお伺いしたいと思います

久会長：5ページの一番下に書かれている課題と成果は、どちらかというと「何をしました」という意味合いが大きいですが、機能移転し担い手が変わったことによる成果と課題というのを、もう少しご説明いただきたいということだと思います。一つは場所が変わったことによる成果と課題もあると思います。もう一つは社会福祉協議会が担うことによって、ボランティアセンターとかわちながのボランティア・市民活動センターが、合体したということの成果と課題もあると思いますので、その辺含めてもう少し補足説明いただけますか。

事務局：まず成果としましては、ガイドブックに掲載されている団体数はかなり減ってしまっていますが、今まで掲載されていなかった社会福祉協議会がもともと関

わりのある福祉分野の団体が掲載されるようになりました。補助金講座等についても、今までに出てこなかったような団体さんが講座を受けるようなことがあります、社会福祉協議会が持つ強みを生かせるようになってきたかと思います。場所が変わったため、夜間開館できないことについてですが、夜間利用していた何団体かからは、夜間でできればという話を伺っています。こちらはイズミヤゆいテラス自身が17時半までの開館のため、どうしてもかわちながのボランティア・市民活動センターだけ開けるということが、できなかったことは致し方のないところだったかと考えております。

ただ、次年度以降ゆいテラス自身もイズミヤの開館時間に合わせられるように、今動いているところです。またそうになりましたらボランティア・市民活動センター自身は使えませんが、ゆいテラスのコワーキングスペースでは、ミーティングなどにボランティア団体も利用できるようになると考えております。

また、どうしても最初は引き継ぎが中心になり、団体を知るというところが多かったのも、事業が後半に重なってきたという部分があります。次年度以降はそれを平準化して団体との繋がりを一年間通じて築いていければと考えているところです。

久会長：市役所だけではなくて、社会福祉協議会からも、実際の担い手の立場から見た時の成果と課題を少し聞かせていただければと思います。

委員：前のる一ふらざとは違うということを理解してもらうことに大変苦労しました。前のる一ふらざはどこにいったのかという話や、印刷機能などもある程度は標準設備していますが、どうしても足りないところについて、「前はやっていたのに」という話を頂き、そこを理解してもらうことが正直課題ではありました。そこはイズミヤと連携しながら、足りないものはここで販売していますという形でご案内しました。

ガイドブック掲載団体数が大きく減っているように見えるのは、る一ふらざから引き継ぎを受ける際に、ガイドブックにずっと掲載しているが、全然活動していないところがあったので、活動を盛んにしていただけるように支援をしていきたいという思いで、再度団体に投げかけて、改めて登録しようという気持ちのある団体さんを登録という形でガイドブックに掲載しました。

ただ単に申し込み用紙を書くというだけではなくて、その団体さんが何を強みとしているのか、こういう所と連携をしている・していきたいなど、全団体にヒアリングをした上で登録していただき、現在90団体を我々は把握をしています。資料には90となっていますが、今は93まで少しずつ伸びてきている段階です。

そして課題になるのかどうかわかりませんが、先ほど話のあった夜間利用や、日曜日の開館や、周知がやりきれていないというところもおそらく課題かと思っています。日曜日のニーズに関しては、河内長野市の現状はそこまで多くないと思います。

どちらかというと平日の午前中の方がよく利用されているイメージがあります。ただそれも、周知方法や使われる団体の世代によって、日曜日利用できた方がよいという方も一定いるかもしれません。

事務局：追加ですが、ガイドブックは前回とは異なり、カラー写真つきで団体からも好評を頂いています。こういう形であれば載せたいというご意見等もありましたので、そういう所でいうと、ガイドブックがカラーになって見やすくなったというのも、社会福祉協議会が担い手になって、良くなったかところかと思えます。

委員：それは、申し込むと使えるということですか。

委員：「ガイドブックに掲載しませんか」と、昨年夏頃に団体にご案内させていただきました。そこでご登録いただいた団体を掲載させていただいています。毎年こういうガイドブックというのを作成していきたいと考えていますので、そういう意味でいうと変化がすごくわかりやすいと思います。

委員：ガイドブックの登録団体と登録されてない団体は、どこが違うのかというと、登録団体は部屋全部どこでも使えますし、登録団体になっていないと逆に出来ない事があります。

委員：自治会でゆいテラスを使わせてもらい、喫茶店に行こうかと言って、使わせてもらいました。とてもいいスペースですが、ゆいテラスのフリースペースを誰でも使えるということを、市民は知らないと思います。会議で使いたいとか講習会をしたいとか、そういった理由でゆいテラスを使えることが、まだ知られていません。私は知りませんでした。

事務局：周知に関しては、オープン当時すぐに緊急事態宣言が出たことにより、なかなか難しかったところになります。フリースペースや会議室はゆいテラスの部分になりまして、ホームページの作成を、今年度の途中で作成させていただきました。今後周知としてはホームページ等通じてさせていただければと思っております。

また、皆様にも周知のご協力をお願いしたいと思っています。行政からの発信はもちろんさせていただくのですが、ここにいる委員の皆様や団体の皆様に使っていただいて、口コミで広がっていくことが大事かと考えておりますので、皆様についても周知のご協力をお願いしたいと思うところです。

委員：今ホームページはないのですか。

事務局：ゆいテラス自身はホームページがありまして、かわちながのボランティア市民活動センターにつきましては、今年度社会福祉協議会の方で作成に、取り掛かっているところになっています。

委員：南花台のスマートエイジング事業は、南花台の方だけしか使えないサービスだと思います。でもこのゆいテラスは河内長野全体が使えます。それが大きな違いなので、それをもっとPRしたらいいと思います。南花台は南花台でしてもらったらいいと思いますし、モデルケースでされていることなので、これが成功したら他の地域に派生すればいいことだと思います。

事務局：南花台のスマートエイジング事業の横展開という形でゆいテラスができました。言わば商業施設の一区画にそういう施設を作るということが横展開です。そういう意味で言いますと、河内長野駅から少し遠いイメージがありますが、河内長野市の中心にある商業施設ですので、順次また皆様に周知して利用していただくというのが、一番大事になるかと思いますので、取り組んでいきたいと思っています。

岡島副会長：三つほどお伝えさせていただきたいと思います。まず一点目は、以前のセンターと今のセンターで、お互いに非常に真摯に引き継ぎをされていたということを私は感じました。これはおそらくセンターを支えてこられた市役所の職員の方も、頑張ってもらったという風に感じていただいております。

二点目は、口コミという話がありましたが、大学としてSDGsや地域活動に関する発表などでゆいテラスを使わせていただきました。非常に快適に利用させていただきましたので、私達としてもホームページに載せたりさせていただいています。是非いろいろ口コミでゆいテラスがどこにあっても快適に使えるということを広げていくといいと思います。

三点目です。課題に関しては詳しく長い文章を作る必要はありませんが、1、2ページでもきちんとこの「協働の取り組み」の冊子に、まとめて課題や成果、今後どこを目指していくのかという方向性を書く必要があると思います。そし

て、作った後はセンターに「はいあによろしく」ということではなくて、センターだけではなかなか解決できないチャレンジもあると思うので、そうしたことを一つ項目化しみんなで共有しながら、センターと市役所とそれから我々が協力しながら、どんな風にしたら解決できるかということを考えていくということが大事かと思います。

久会長：それに関して、私もお聞きしたいことがあります。「協働の取り組み」は、自治協働課の名前で出されていますが、おそらく市民活動センターとしても色々思うことがあると思います。それはまた別途報告があるのか、「協働の取り組み」の中に組み込まれているのか、その辺はどうでしょうか。

事務局：以前のるーぷらぎは指定管理者ということで、大体夏頃にこちらの懇談会で第三者評価をしていただいていたと思います。それで言うと、今回に関しては委託事業になりまして、協働の選択の一つという形で考えさせていただいている状況になります。今後につきましては市民公益活動の基盤作りの施策の一つとして、こういう取り組みをさせてもらいましたというご報告になると、自治協働課の方では考えているような状況です。

久会長：何を具体的に言いたいかといいますと、2月5日にマミークリスタルさんに来ていただいて講演をしましたよね、それはこの「協働の取り組み」に入っていましたか。

事務局：一つ一つの取り組みに関しましては、なかなか組み込めていないところになりまして、こういう事業をしましたということを、社会福祉協議会の方から報告はいただきますので、そういう部分を附属資料として付けさせていただいて、このような事業をしましたと報告をさせていただくことは可能だと思います。

久会長：岡島先生がおっしゃるように、市役所とボランティア・市民活動センターとが両輪で動いているはずですから、同じぐらいのボリュームでこういうことをやりました、こういう成果がありました、こういう課題が残っていますという話を来年度以降はお聞きしたほうが、私達は理解しやすいのではないかと思いますので、来年度以降で結構ですので、うちはこうしましたという話を社会福祉協議会の方にもしていただくと、私達は多面的に物事を見られるようになるので、またお願いしたいと思います。

事務局：こちらの「協働の取り組み」は、令和3年度の報告になりますので、今年度は

まだ終わっていませんが、今回で第9期懇談会は終了になりますので、現状でご報告をさせていただいている状況になります。令和3年度が終わりまして、社会福祉協議会から報告をもらいますので、それを次年度では反映させた上でご報告をさせて頂くということになるかと思います。

久会長：よろしくお願いします。ついでに私の方からも一つ質問させていただきます。一番のポイントは、イズミヤに移ったことによってお買い物客など、ふらっと来られた方が4階まで来て、市民活動の方に足を延ばしていただくというシナリオがあったかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

委員：つながりフェスタや助成金講座を含めた講習会などを、1月2月3月にさせていただきました。

以前、る一ぷらざの方ではボランティア市民活動フェスティバルいわゆるボラフェスというものを、年に一回大きな催しでキックスやる一ぷらざ、河内長野ガスなどを使って連携してされていたものを、折角イズミヤゆいテラスがあるので、そちらを使ってどれくらいの方が見に来てくれるかを見させてもらいました。まず10月の末に団体のことを知ってもらおうということで、つながりフェスタのパネル展示をさせていただきました。約400名近くの方が来場され、ハロウィンシーズンでもあったので、イズミヤさんと連携してお菓子を配るなど催し物をさせてもらいました。

1月には、つながりフェスタのステージの部を企画をさせていただいたのですが、オミクロン株の広がりを見て、ぎりぎりの二日前までやるかどうか悩んでいましたが、最終市の方でやめておきましょうということで、中止ではなく延期として、次年度に仕切り直しをしようと考えています。その時に中止にはなかったのですが、市民活動団体さんとリハーサルをした時など、流れている音をお客さんが気にしてくださり、4階まで「何してんのやろう」と見に来てくださったりすることは多かったと思います。

明日つながりフェスタのワーク体験を、コロナ禍ではありますが実施します。活動団体さんが「こういうの出来るよ」というのを準備していただいています。コロナ禍のため、展示だけにするという団体さんもいらっしゃいますが、バザーやワーク体験で、市民団体さんを知ってもらうという企画をします。以上です。

委員：おやこ劇場でる一ぷらざの2階を事務所で借りていましたが、る一ぷらざがなくなったので、どうしようかという話になりました。ゆいテラスも使いやすく、毎週月曜日に朝と昼に集まっていますが、明るいですし、景色もいいです

し、気持ちよく使わせてもらっています。

ただ、ゆいテラスには物を置くスペースがないので、それだけ別のところに借りていますが、誰かが取りに行くのも大変です。やっぱりある程度よく利用する団体のために、ロッカーがあったらいいと思います。社会福祉協議会が元々持っている社会福祉系のボランティアセンターは、大きい部屋を使っておられて充実しています。本当によく活動されている方も多いので必要だと思いますが、それに比べると他の団体は少し可哀想だと思います。

ゆいテラスは駅から近いとは言っても、駅から来ると必ずアップダウンがあるので、アップダウンが嫌な人はどのルートで来るといいのかというのを考えていました。そういう道案内も必要かと思います。このあいだ利用アンケートを取ったので、その結果も報告をまたすると思います。

久会長：少し脱線話になりますが、乗り換えアプリでは、安いルート、楽なルートというのが出ると思います。道案内でも楽をしたい人はこのルート、お金かけたくない人はこのルートといった色々なルート案内ができれば面白いと思います。

委 員：イズミヤとの連携でも、イベントの宣伝などは、かなりこっちから言っていないとエスカレーター各階にチラシを置いてもらえなかったりします。

昔イズミヤの近くで桜がすごく綺麗な時に、桜祭りという大きなイベントを実行委員会形式でやっていたことがありました。おやこ劇場でも参加したことがありましたが、イズミヤや公園も参加していましたが、社会福祉協議会は参加されてなかったので、多分そういうのをご存じないと思います。

今年はコロナのこともあるので、公園もそういう祭りはしないと思いますが、河内長野駅周辺の地域の活性化のためにも、公園とも常に話をした方がいいと思います。おやこ劇場は20年間、公園を借りて1日イベントをして、イズミヤにもよく行っていました。やはり連携を密にした方がいいと思います。

委 員：おやこ劇場とは何ですか。

委 員：もともと50年ぐらい昔にできたのですが、生の舞台を見ることによって子供の情緒的な健全な育ちと子供に生きる力というテーマで、活動しているのですが、今はもう人が少なくなっています。明日のつながりフェスタにも出ています。

委 員：全国的にもありますよね。

委員：約50年前に各地で連絡会は作っていますが、上から言われて作ったのではないので、地域で違います。もう一ついいですか。協働の取り組み12ページのところで、今年度はコロナウイルスの関係で交流会ができなかったと書かれています。ゆいテラスで新聞を作っているまちづくり協議会が今は少ないです。イベントができてないから作れていないということもあります。それでもいくつかは作っていますが、なかなか置かれている新聞が減りません。他のイベントなどお楽しみ系のチラシはすぐなくなりますが、まちづくり協議会の新聞はなかなか減りません。それこそ情報を収集する場所として、あそこを利用されていないという風に思います。

そして、委員さんが先ほど言っていた耕作放棄農地の話は、以前川上小学校区のまちづくり協議会がそういう話題に取り組んでいると聞いたので、聞きに行ってはどうか。それこそ私達も楠公さん関係のことで川上と話し合いに行っています。協議会同士の情報交換もこのセンターを通してやってもいいですが、センターの職員が各まちづくり協議会に入っているので、聞いてもらったら直接繋いでもらえると思います。そこのまちづくり協議会だけで悩んでいるのではなくて、もっと広い目で他の地域はどんな風にやっているのか聞いてみてはいかがでしょうか。実際に集まっての情報交換は出来ていませんが、他のやり方をしてみてもいいかと思います。

久会長：ありがとうございます。私も協力させてもらいますけど、全国的に地域で周辺の農地とニュータウンが取り組んでいる事例もありますから、そういうものも河内長野だけに限るのではなくて、色んな全国の情報収集をして、相談に来られたらスッと情報をお渡しできるようなそういう状況があってもいいと思います。

委員：またお願い致します。

久会長：他はいかがでしょうか。

委員：エイチ・ツー・オー・リテイリングはどういうことをしているのでしょうか。

久会長：元々阪神と阪急で分かれていましたけど、持ち株が一緒になりくっつきました。それをエイチ・ツー・オー・リテイリングと言っています。阪急百貨店、阪神百貨店に限らず、イズミヤさんもその傘下に入っています。

委員：分かりました。ありがとうございます

委員：作年は、るーぷらぎ主催の時にボランティアフェスティバルはできなかったの
で、代わりに A3 サイズの団体のポスターをいっぱい作ってあちこちに置いて
もらいました。終了後全部回収しましたが、三日市旧交番だけ先日電話があり、
「あれいいからまだ置いといていいですか」と電話がありました。先程見ても
らった綺麗なボランティア団体のガイドブックもいいですが、そんな風にあり
がたがってもらえていると思わなかったの、もう少し報告的な自分達で作っ
た手作りの物もあちこちに置いてはどうかという風に思いました。

久会長：他いかがでしょうか。

岡島副会長：指針の方ですが、SDGs にも言及されていて良かったと思っています。そうい
う観点からいくつか申し上げたいと思います。

一つ目は SDGs が掲げているのが、誰も取り残さないというスローガンになる
ので、本市における行政と市民活動で取り残されがちな人に対して、どうい
う風に対応できているのかということがすごく大事なことだと思います。コロナ
禍でもあり厳しい状況に置かれている方がいますので、市民協働の指針を考え
る時には、それが一つの原則になるかと思います。つまり、誰も取り残さない
ということを、SDGs を書くのであればそこもきちんと書き込んでいただきたい
という風に思います。人も限られていますし、お金も限られていますので、そ
れは理想ではないと言われるかもしれませんが、現実を見ろと言われるかも
しれません。しかし SDGs が言っていることはそういう本当はいろんなことが
あるんですけど、建前がなかなか壊れつつある今の社会の中で建前をきちんと
訴えていきましょうというのが、SDGs の重要なポイントだと思いますので、き
ちんと書いていただきたいと思います。

後もう一つは、先程も少し話があったかと思いますが、マニュアルを作ったり、
指針を作ったりあるいは何かを評価したりするときに、当事者参加というのが
すごく大事だと思います。住民と言っても色んな方がいらっしゃいます。とり
わけ取り残されがちな人たち、そういう当事者の人が参加できるような評価の
プロセスなどは簡単なことではないですが、若者とか障害を持った方やシング
ルマザーの方など実際にやっているところもあります。そういった当事者参加
などについてどこかに書いてあったらいいかと思ひまして、そういう視点がも
う少し欲しいと思いました。

それからもう一つは SDGs では、トランスフォーメーションが良く言われてい
ます。つまり変革です。チェンジ＝変化とは違うものです。どう違うかと言ひ

ますと、構造的な課題に向き合いましょうというのが、SDGs だと思います。地域課題における構造的な課題とは何かと言いますと、いつも久会長がご指摘なさるように地域活動の担い手が一部に偏っていないか、女性の参画はどうか、もう少し若手の人の参画はどうかなど、そういったことが非常に大事で指針を考える上ではもう少し書き込む必要があります。地域活動の担い手の多様化というようなことをアクションプランのレベルではなく、指針のところで地域活動の構造的な課題の一つとして、この委員会や市役所がどう認識をしているのかということを読んだら分かるように書き込む必要があると思います。

それから4点目です。SDGs というとやはりパートナーシップです。よく言うのはマルチステークホルダーです。これまでの市民活動の担い手だけではなく、もう少し幅広いことで、例えば企業との連携をどういう風に促進していくのか、そういったことも問われてきています。SDGs という言葉をどこかに書いてしまうと、そういったこともきちんと指針の中に私たち委員会や市役所がどういう風に認識していたかということが、読み取れるように書く必要があると思います。以上です。

久会長：少しそれに関わって言うと、岸和田市の元社会福祉協議会の方で、今は大阪のボランティア協会に働いてらっしゃる方がいますが、その方と話をしたときに、「ボランティア協会に変わって、視点がどう変わったか」というと、社会福祉協議会にいる間は、障害当事者の方々に支援をするというというのが、私達の使命だと思い込んでいましたが、ボランティア協会に移ってから、当事者参加のグループをセルフヘルプグループと言いますが、自分達の課題を自分たちで解決するというグループがたくさん見えてきます。だからそういう方を応援することも実は非常に重要だということに気がついた」という話をされていました。

懇談会の委員でいうと委員さんも同じで、自分たちが困っているから自分たちで何とかしようと活動をする、そういう活動がどんどん河内長野市で増えてきたらいいと思います。どうしても社会福祉協議会や障がい福祉関係の立場などは、困っている方を助けに行くことがどうも趣旨になってしまいます。そうではなくて、自分たちで立ち上がろうとされてる方々がいるので、そういう方々にいかに寄り添っていけるかという観点も非常に良いかと思います。

自分たちの問題を自分達で解決しようとする当事者グループはどれぐらいいますか。登録団体で当事者グループかどうかということは、あまり細かく見ていませんか。

委員：中途障害者の仲間の会、ゆっくり一步、不登校のグループなど当事者のグループはありますが、今すぐには何件とはわかりません。

久会長：先程、岡島副会長がおっしゃっていたような視点が出てくると、その視点でカウントしようとすると思います。カウントすると、それで十分なのかどうかという話が出てくるので、そういう SDGs が求めている視点からの評価を、今後どんどんやっていただくといいと思いました。

委員：先程マルチステークホルダーの話があったと思いますが、事業者が入ると利益誘導という言葉が出てきてしまい、まちづくり協議会等では事業者を排除するような傾向があると、最近思ったことがあります。事業者が入るということは、自分の事業の利益にならないと入ってこないと思います。その辺の切り分けが難しいと思うので、最初入る際は自分達の得になるから事業者たちが入るという感覚で入ってもらい、そこが見えないようにしながら、「これはダメだけどこれはいいですよ」という風に上手くやらないといけないと思いました。事業者は利益誘導だから排除するという状況がまだあります。

久会長：そういったことは、地域団体に限らず市民団体にもあります。事業者とお付き合いできていない一番の原因です。相手をシャットアウトしてしまっています。民間企業である限り儲けないといけないわけですが、完全にシャットアウトしてしまうと事業者が入り込めなくなります。利益を上げてもらい、かつ社会貢献をしてもらうということを、どういう風にしていくといいのかという観点も非常に重要です。

委員：最初は利益誘導でもいいので、一度入ってもらった方がいいと私は思っています。

久会長：先程、エイチ・ツー・オー・リテイリングの話が出ていましたが、私は今エコネット近畿という近畿の環境団体をつなぐ中間支援組織をしています。この2年間は、コロナで中止していますが、毎年情報団体交流会を1泊2日でやっています。そこには必ずエイチ・ツー・オー・リテイリングの社会連携の担当の人が参加されています。市民団体と膝を付き合わせて交流をしてくれています。食事会や交流会などの時に、「なぜエイチ・ツー・オー・リテイリングさんが積極的に参加してくれるんですか」と聞くと、「私たちもパートナーを探しているんです」と仰っていました。企業側も、市民活動団体が見えていないので、そういうところで顔を広げて行き、お手伝いを一緒にできることがあれば一緒

にさせてもらいたいと仰ってました。企業側も実はそういうことを求めています。

先程委員さんがコノミヤテラスとゆいテラスが少し違うという話もしていましたが、コノミヤであってもエイチ・ツー・オー・リテイリングであっても、地域と一緒にやりたいと思っている企業がいっぱいあります。ですので、まずは企業を呼んで、こちらが見極めるといいと思います。「この人はちょっと違うな、この人とは一緒にできそうだな」ということを、お互いに会ってお見合いをしてはどうでしょうか。

下心というと少し言葉が悪いですが、それだけではなく合う・合わないという話があります。一度お見合いをして、お互いがお互いを見極めていくといいのではないのでしょうか。

岡島副会長：会長のお話を聞いてその通りだと思いました。もう少しオープンであってもいいと思います。私は関西 NGO 協議会という国際協力のネットワーク団体の役員をしていますが、やはりエイチ・ツー・オー・リテイリングの方は積極的に来てくださいます。一緒に事業をしたこともあります。企業によってはそういうところもあります。

事務局：委員がおっしゃる地域でしたら、以前から事業者がずっとまちづくり協議会に関わってくれていたと思います。その地域の中で、地域と一緒にやっていきたいという思いを持っている事業者があると思っています。そういうところに声をかけてやっていたと思います。

委員：最近、全くそういったことがありません。そもそも会合がないということもあります。

事務局：その事業者は地域に関わろうという思いがあります。地域で仕事をさせてもらっているの、地域に関わって行こうという思いで入ってくれているという話を聞いたことがあり、当初からずっと積極的に関わってくれているような状況だと思います。他の団体や会社にもそういったことが広がっていくと思いました。

委員：なぜこの話をしたかと言いますと、移動支援とか買い物支援をする時、ある事業者と関わる時に少し抵抗感が見えたからです。

事務局：その事業者はたくさん地域と色々関わっていただける会社だと思っています。

事業者としても、言葉は悪いですが、使ってほしいと思っています。地域の中で活動することで何らかの利益が出てくると思うので、事業者としても色んなことに巻き込んでほしいと思っています。どう巻き込んでいくかは、まちづくり協議会によるところだと思います。

久会長：いつも私が申し上げている話があります。いわゆる平等性や公平性の観点からするとどこか特定の事業者だけと付き合うというのは問題になると思いますが、逆転の発想をすると、事業者が積極的にやりたいとおっしゃるなら、そこまずは提携をして、他の事業者が来たらその都度組み込んでいけばいい訳です。最初から事業者を切るのではなく、まずはやってみて、徐々に増やしていくという発想になれば、最初の一步が出るのではないのでしょうか。

委員：私のまちづくり協議会でも事業者が地域活動の貢献をしたいということで、まちづくり協議会に申出がありました。清掃と歴史を合わせた両方を、win-winの関係ですというイベントを何回かしています。そういう意味では地域も変わってきたとすごく思います。

久会長：先程まちづくり協議会のお話が出ましたが、大阪市はまちづくり協議会がどれだけ発展しているかということを毎年評価しています。その評価シートの一つに、まちづくり協議会の構成団体に企業がどれだけ入っているかという点があります。手伝いではなく構成団体に入っているかどうかです。地域の中に企業がありますので、そういうところもメンバーにしてくださいという話があります。だから先程のマルチパートナーシップという話で、まちづくりに取り込んでいくというのが、本来の意味でのまちづくり協議会のあり方だと思います。それと大阪市はこういう企業と市民団体をつなぐということにかなり積極的です。例えば数年前の話ですが、河内長野市でもあるように年一回市民活動補助金の報告会があり、大阪シティ信用金庫の本店の会議室をお借りして、実施をさせていただいたりしました。さらにはパートナーシップを結んでいる団体があります。真如苑さんという全国的な宗教団体ですが、どちらかというと排除されがちですが、応援したいと言ってくださってるのであればいいじゃないかというのが大阪市のスタンスです。

委員：まちづくり協議会ができたのが芝田市長の時です。その時久会長がいろんなお話をしてくださいました。移動支援の問題など最初は全く手が付かなかったですが、「こんなんやってますよとかあんなやっていますよ」といったものを教えてもらいました。また、他の地域の防災事業などを見せてもらって、すごく

勉強になったので、1回か2回ぐらいは手間をかけない情報交換等をやっても
らったら、横の繋がりができると思います。

今、コノミヤやフォレストの話を聞いて、羨ましいと思いました。美加の台に
はハヤシというスーパーしかありません。この系列がイズミヤなのでエイチ・ツ
ー・オー・リテイリングと関係があるのですが、ハヤシに色んなアプローチを
しますが、店舗が二店舗ぐらいしかないこともあるのか、なかなか協力的など
ころが少ないように感じます。

もしよければ、エイチ・ツー・オー・リテイリングの方とも話ができるよう繋
いでもらえたらと思います。ハヤシはイズミヤ系列のスーパーで、美加の台に
あります。エイチ・ツー・オー・リテイリングのグループで、エイチ・ツー・
オー・リテイリングの商品を扱っていますが、ハヤシは二店舗で独立でやって
います。なかなか話をしても進まないのが当然筋道は立てますが、できれば窓
口を教えていただければと思います。

委 員：それこそ去年のボランティアフェスティバルの団体展示の冊子を、スーパーハ
ヤシに置かせてもらいましたが、それも直談判でした。

事務局：まちづくり協議会の交流会に関しては、3月ぐらいに、企画をしようとはして
いたんですが、コロナの関係で皆様にご案内というのができていない状況にな
りますので、次年度、またコロナが落ち着いた段階で交流会の方を復活してい
きたいと思っておりますので、その際はお声がけをさせていただきます。

エイチ・ツー・オー・リテイリングに関しましては、イズミヤの地域連携担当
の方とも定期的に会合や打ち合わせを持つ機会がありますので、どこかのタイ
ミングでこういう地域のお声が上がっているということで、お話の方をさせて
いただこうと思いますので、それにつきましてもまた還元の方をさせていただ
こうと思います。

久会長：他いかがでしょうか。本日も様々な意見を頂きましたので、来年度もいいもの
にするために活かしていただけたらと思います。

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針



河内長野市

平成18年12月

指針の策定にあたって

昨今、市民の意識が、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化するとともに、市民からのニーズも、かつてないほどに複雑化・多様化しています。

このような状況に対応するには、行政として十分な体制づくりが必要となりますが、現在の都市経営の状況を考えますとき、求められる全ての市民ニーズに、きめ細やかに対応していくことは、非常に難しくなっています。

一方、ボランティア活動などに生きがいを見いだしたり、大規模災害発生時に市民同士が助け合うなど、まちづくりに対する市民の意識は高まっています。

そのような時代潮流を背景に様々な考察を行いますと、行政のみならず、市民、事業者をはじめとする皆さんが、自らが持つ「知恵」を出し合い、「資源」を補い合うという「協働のまちづくり」がクローズアップされ、この考えを実行することが、市民の満足度を高めることにつながると考えています。

このような観点から、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」には、「協働のまちづくり」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律的なまちづくり」の実現を目指しています。

また、この総合計画の策定と時を同じくして、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会を設立し、貴重なご意見や真摯なご議論のもと、本年7月には、「市民公益活動の支援及び協働促進に関する提言」を頂戴することができました。

この提言には、今後とも行政が担うべき責任は担いつつも、これまでの「行政主導型」から、多様な担い手が信頼関係を構築し、それぞれが自らの知恵や資源を重ね合わせ、地域の課題などに取り組む「協働型」のまちづくりへと、行政運営の仕組みを転換する必要性が盛り込まれています。

このたび策定いたしました指針は、総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめたものです。

今後は、この指針にもとづき、市民一人ひとりのお力添えのもと、「協働のまちづくり」が進展し、「自律的なまちづくり」の基礎が築かれることで、都市の将来像である「みんなで創る 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」が実現するものと確信しています。

平成18年12月

目 次

はじめに

● 1. はじめに	1
1. 本指針の目的	1
2. 本指針の構成	2
3. これまでの経過	3
4. 用語の定義	4

第 1 章 協働によるまちづくり

● 1. 今、なぜ協働が必要か	7
1. 協働とは	7
2. 今、なぜ協働が必要か	8
● 2. 協働によるまちづくり	10
1. 協働によるまちづくり	10
● 3. 行政の担うべき役割	13
1. 自治体運営の基本原則	13
2. 行政が担うべき領域	14
3. 「行政主導型」から「協働型」へ	16

第 2 章 支援・協働のあり方

● 1. 市民公益活動の意義と課題	17
1. 市民公益活動の意義	17
2. 市民公益活動の課題	19
● 2. 支援・協働の基本的な考え方	21
1. 支援・協働の基本的な考え方	21
● 3. 推進のための役割	23
1. 推進のための役割	23

第3章 推進の具体的な方策

- 1. 市民公益活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・25
 - 1. 普及啓発・参加促進・・・・・・・・・・・・・25
 - 2. 情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・26
 - 3. 人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・27
 - 4. 資金確保への支援・・・・・・・・・・・・・28
 - 5. 活動拠点・・・・・・・・・・・・・29
 - 6. ネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・31
- 2. 市民と行政の協働促進について・・・・・・・・・・・・・32
 - 1. 協働促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・32
 - 2. 協働事業の推進・・・・・・・・・・・・・33
- 3. 市民相互の協働促進について・・・・・・・・・・・・・39
 - 1. 特定のテーマによる協働促進・・・・・・・・・・・・・39
 - 2. 特定の地域による協働促進・・・・・・・・・・・・・41

第4章 推進の仕組み

- 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・47
 - 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・47
 - 2. 体制づくり・・・・・・・・・・・・・48
 - 1. 推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・48
 - 2. 中間支援組織の整備・・・・・・・・・・・・・50
-

はじめに

● 1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つである「協働のまちづくり」を進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関する こととします。

2. 本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに
------	-------

考 え 方

第1章：協働によるまちづくり 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割
---	--

第2章：支援・協働のあり方 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割
---	--

方 策

第3章：推進の具体的な方策 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について
--	--

第4章：推進の仕組み 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり
--	-------------------

3. これまでの経過

本指針の作成に至る経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～現在	市委託事業である「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託を行っており、現在、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ、これまでの事業で積み重ねたノウハウやネットワークを活かしながら事業を展開。
前回の提言策定以降、社会状況の急速な変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しており、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。また、地方分権の進展によって、行政は市民と一緒にまちづくりを行っていくことが求められているとともに、ボランティア活動などに生きがいを見いだす市民も増えてきています。 これらの状況を見据え、自治会など地域型組織をも含めたさらなる市民公益活動の活性化を図りながら、様々な課題に行政だけでなく市民も含め、みんなで解決を図っていく「協働によるまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。	
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくために、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成16年 6月～	上記懇談会を中心に、庁内組織である「河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会及び研究会」や、庁外組織であり、これまで支援策を展開してきた「かわちながのボランティア活動推進委員会」をはじめ、フォーラムや意見交換会などを通して、広く市民の参加を求めながら、市民公益活動の支援及び協働促進についての考え方や方策などについて討議を重ねる。また、平成18年5月に提言の中間案について、広く市民の意見を募集し、懇談会で検討のうえ、必要な部分について提言に反映。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。

4. 用語の定義

(1) 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公 益とは：不特定多数の第三者の利益。(特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含まれます。)

共 益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営 利とは：利益追求を目的として活動すること。

(活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。)

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。

(活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。)

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
- ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
- ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。
- ・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手（次ページ参照）の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

(2) 市民公益活動の担い手について

①市民とは

a. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※ 1 参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注 1）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

b. その他の団体

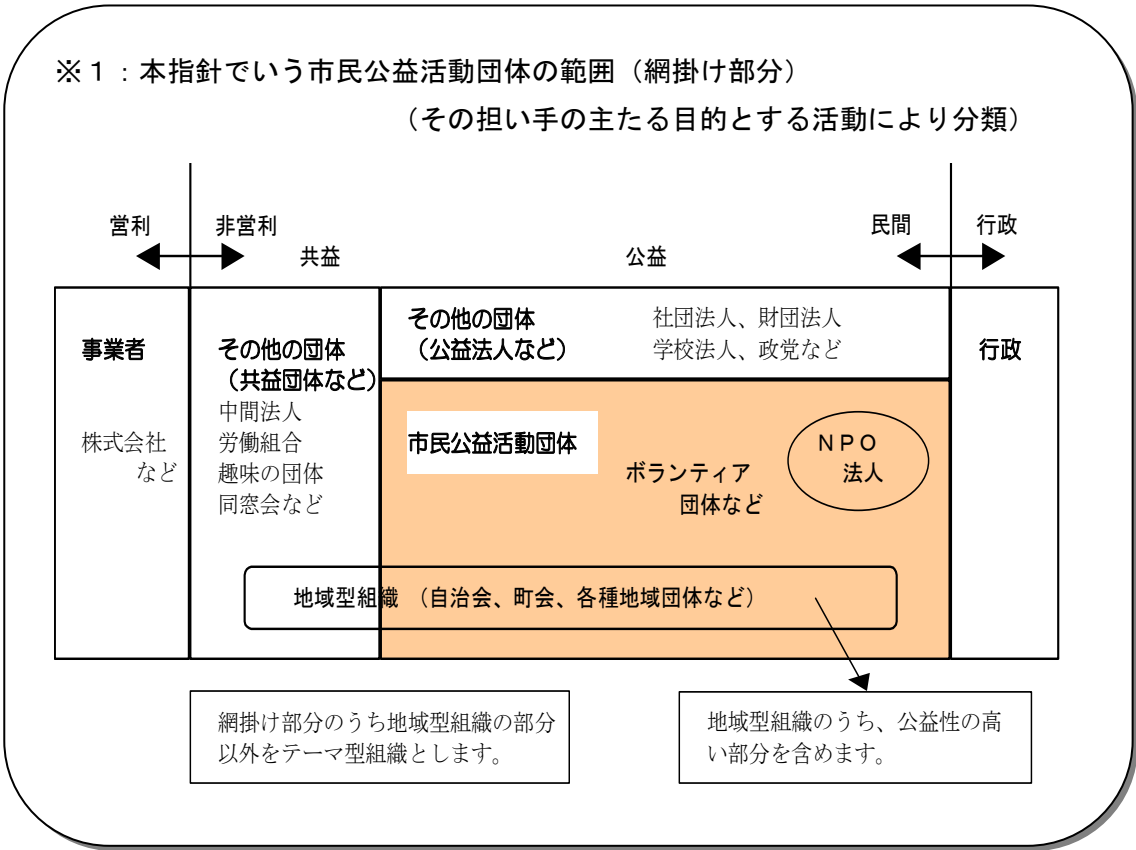
NPO法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（中間法人や労働組合など）、趣味の団体など

c. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人
なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人



・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※ 2 参照）により整理します。

※ 2：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主 な 活 動 の 担 い 手		
		市民公益活動団体	その他の団体 (例：共益団体)	事業者
		NPO 法人、ボランティア団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

（注 1）NPO 法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

第 1 章 協働によるまちづくり

● 1. 今、なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

2. 今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※3参照）

（1）まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっていきます。
- ・また、阪神・淡路大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいかこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

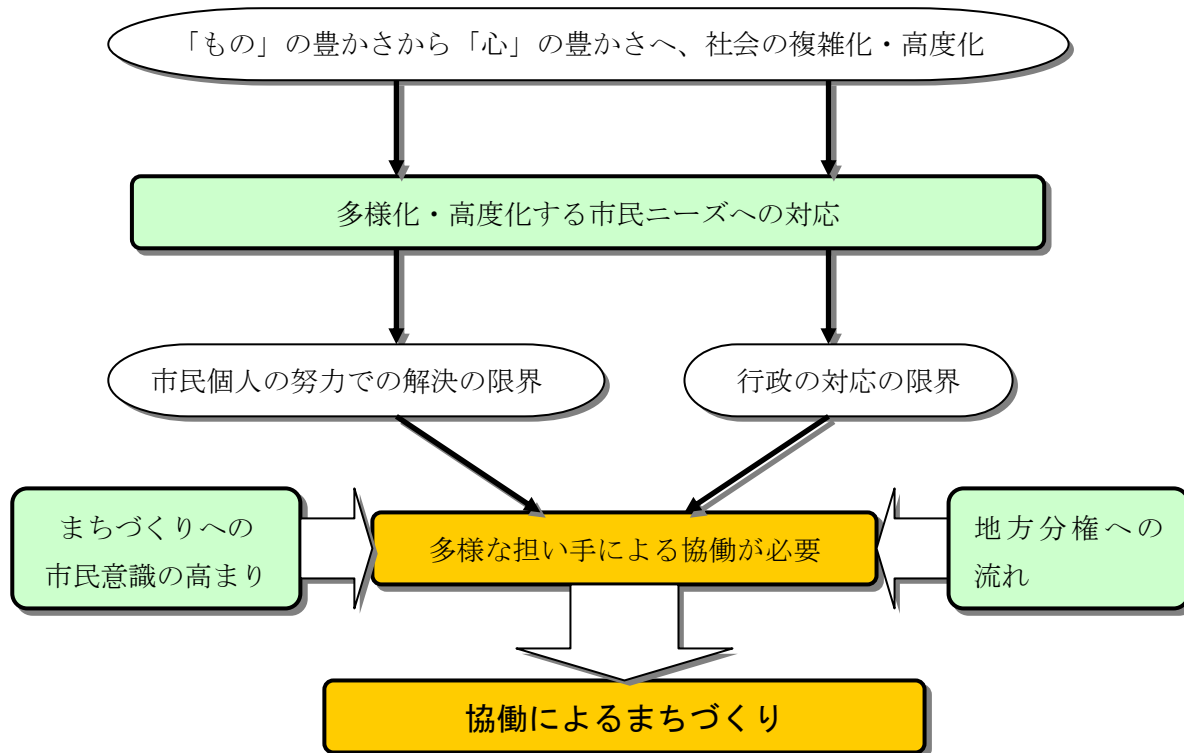
（2）地方分権への流れ

- ・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・行政は市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

（3）多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

※ 3 : 今、なぜ協働が必要かの概念図



(注 1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注 2) NPO：NPO とは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。なお、ボランティア団体も NPO となる。

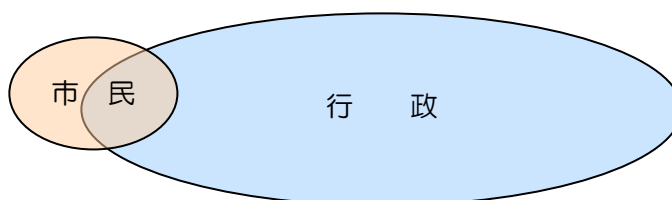
● 2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

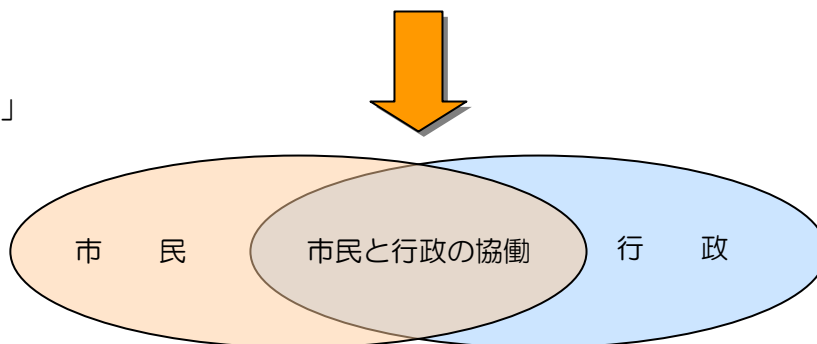
今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」（※4参照）という考え方を見直し、市民みんなに関わることで、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」（※5参照）を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※4：「これまでの公共」



※5：「新たな公共」

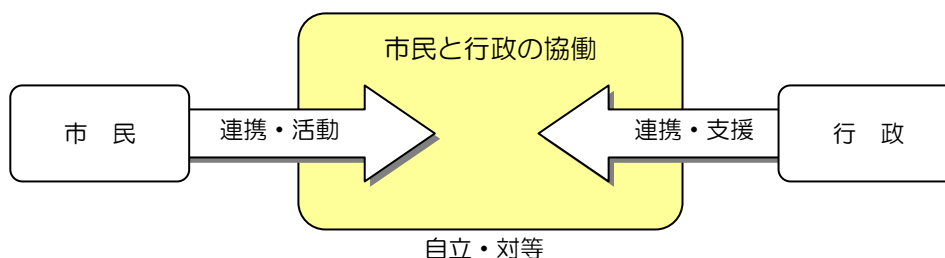


この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

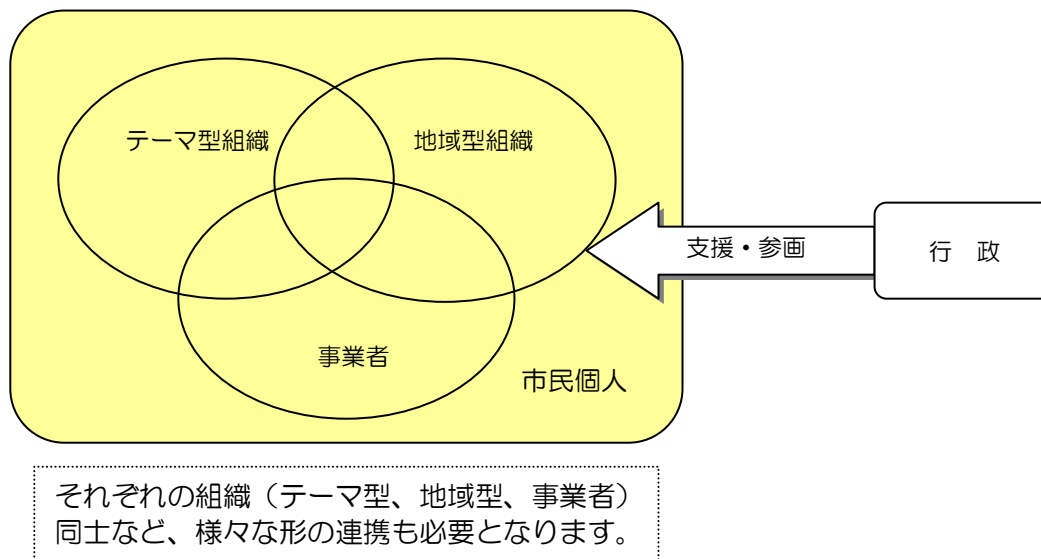
「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」（※6参照）と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」（※7参照）が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※6：「市民と行政の協働」

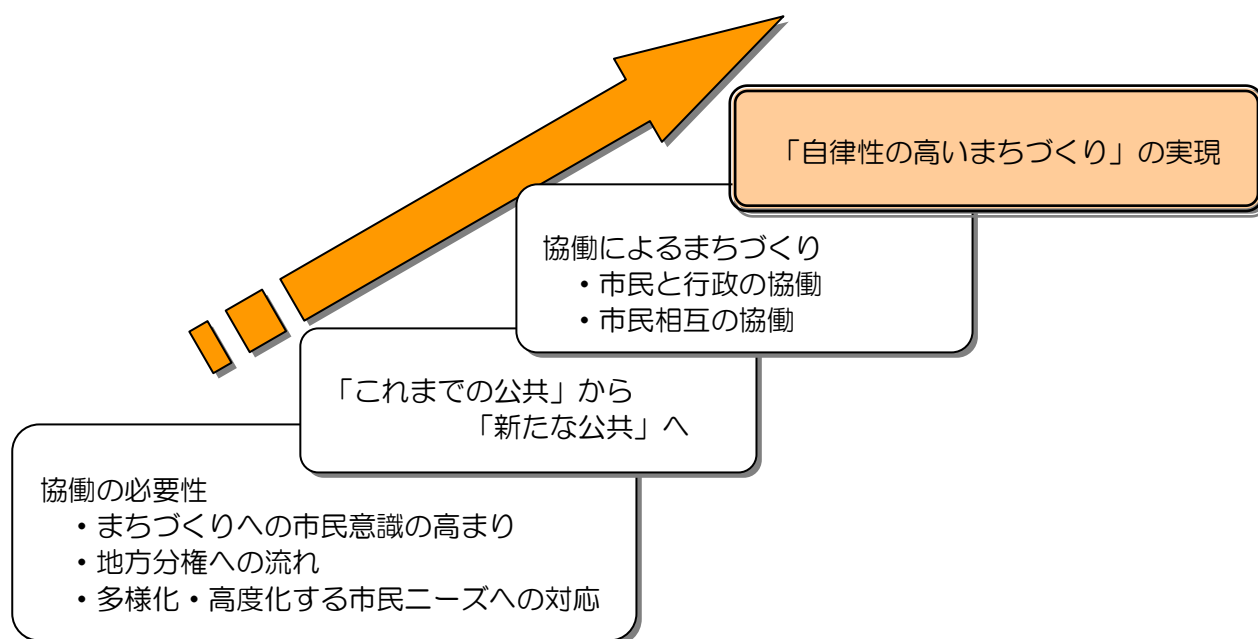


※7：「市民相互の協働」



このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※8参照）

※8：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



● 3. 行政の担うべき役割

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

- ・ より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何
 が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、
 それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが
 困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

- ・ 自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、
 自分たちだけで行くと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めてい
 く必要があります。
- ・ 行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対
 応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活
 かしていく必要があります。

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

- ・ 「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から
 広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社
 会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見
 据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを
 行っていく必要があります。

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

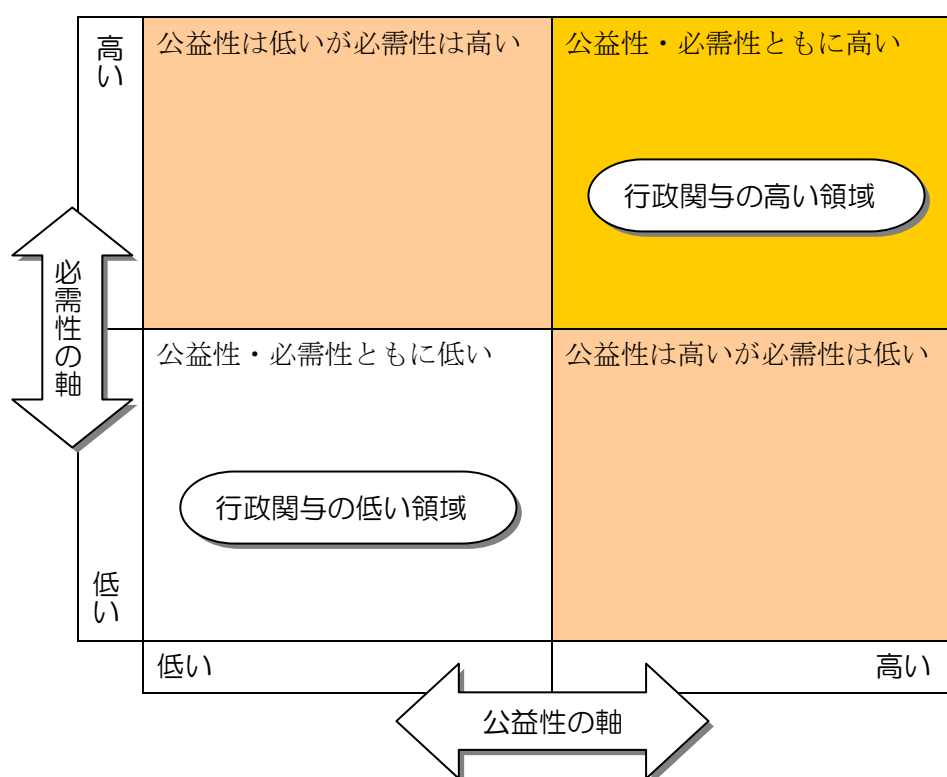
- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※9 参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※9：市民と行政の領域の種類

領 域	領 域 名	領 域 の 説 明	事 業 例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など

- ・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要がありますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の2つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※10参照）
- ・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
- ・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※10：行政の関与度合いの判断例



○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。

○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

- ・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。
- ・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があり、市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

第 2 章 支援・協働のあり方

● 1. 市民公益活動の意義と課題

1. 市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※ 1 1 参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

（1）多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応

- ・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。

（2）市民の自治意識の向上

- ・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。

（3）地域コミュニティの活性化

- ・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。

（4）地域経済活動の活性化

- ・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。
- ・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。

（5）社会参加への場の拡充

- ・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。
- ・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

※ 1 1 : 市民公益活動の特性

a. 自発性	活動が自発的に行われていること。
b. 自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
c. 非営利性	利益追求を目的としないこと。(利益をあげても、配分を行わないこと。)
d. 公益性	不特定多数の利益を増進すること。
e. 多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
f. 柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
g. 先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
h. 機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
i. 専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

2. 市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

(1) 啓発や参加の促進に関する課題

- ・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
- ・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
- ・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。

(2) 情報の収集・提供に関する課題

- ・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
- ・必要とされる情報が多様化・高度化している。

(3) 人材に関する課題

- ・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
- ・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
- ・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
- ・地域づくりを推進する人材が不足している。

(4) 組織運営に関する課題

- ・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
- ・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
- ・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
- ・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

(5) 活動資金に関する課題

- ・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
- ・補助金など、行政からの支援が得にくい。
- ・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

(6) 活動拠点に関する課題

- ・気軽に活動できる場所や機材が不足している。
- ・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

(7) ネットワークに関する課題

- ・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。
- ・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。
- ・各団体が交流、連携できる機会が少ない。
- ・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。
- ・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

● 2. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※12参照)に基づいて行っていく必要があります。

※12：「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

(2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

(3) 総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第4次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも変わってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

● 3. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・自治体運営の基本原則（第1章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第3章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第4章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

第 3 章 推進の具体的な方策

● 1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

①市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人が共有できるよう努めていく必要があります。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

(2) 参加促進

①参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メールといったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

(2) 人材の確保

①人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、団塊の世代など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討していく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金が必要な場合があります、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、補助金制度や融資制度などについて検討していく必要があります。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の市税について減免措置を検討していく必要があります。

5. 活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、市民公益活動を行いやすい環境を整える必要があります。

（1）拠点施設の整備

①中央の拠点施設の整備

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備が必要となっています。

○拠点施設の整備の検討について

- ・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。
 - a. 事業内容（ソフト面）
 - ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。
 - b. 施設（ハード面）
 - ・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。
 - c. 運営方法
 - ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第4章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
 - ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について検討していく必要があります。
 - ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

(2) 活動しやすい環境づくり

①施設情報の一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの一統化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていく必要があります。

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・ テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。
- ・ また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。
- ・ さらに、連合自治会などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・ より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・ 地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

● 2. 市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（1）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

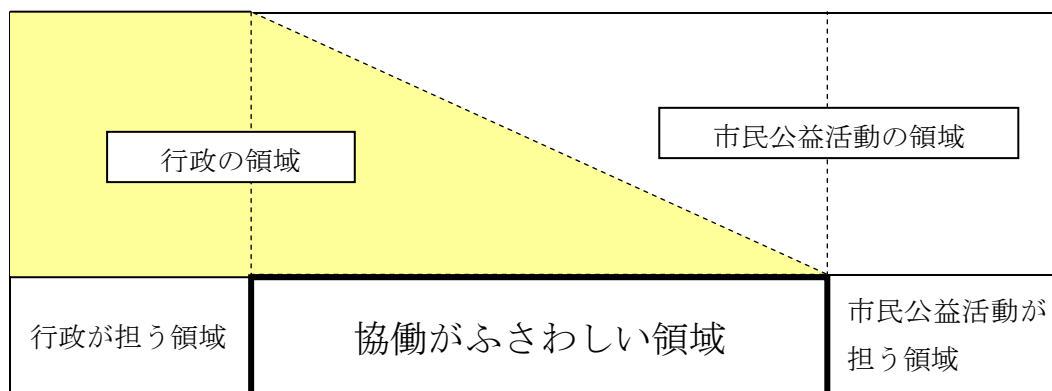
①事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※13参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※14参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※13：市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※14：市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

<今後の方策>

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。

- ・提案公募型事業委託事業の導入の検討

行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

< 今後の方策 >

- ・公募型補助金制度の創設の検討

広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※ 1 5 参照）を参考として掲載します。

※ 1 5 : 委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第 2 3 4 条	地方自治法第 2 3 2 条の 2
主 体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

<今後の方策>

- ・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

<今後の方策>

- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

<今後の方策>

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

(2) 協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

(3) 協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

● 3. 市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

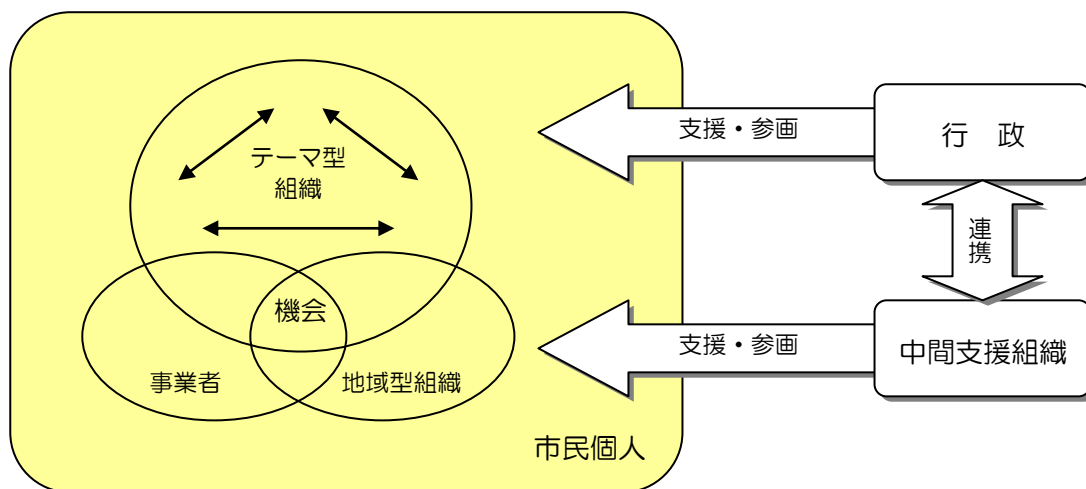
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1) 連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※16参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第4章「推進の仕組み」参照)の役割が期待されます。

※ 16 : 特定のテーマによる協働促進のイメージ図



2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

- ・ 少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・ 一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・ 今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

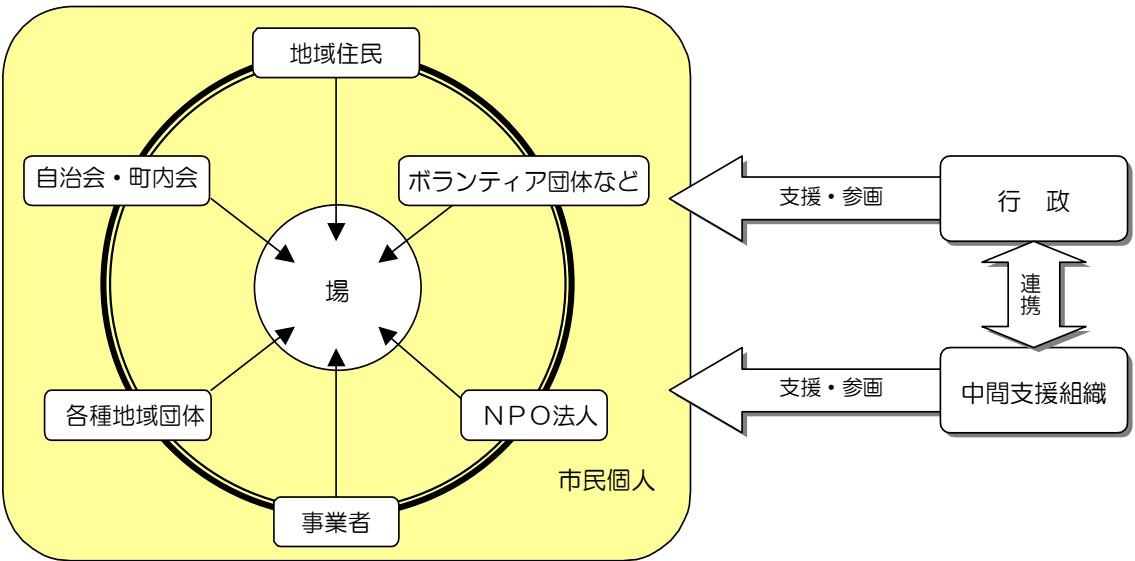
- ・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
- ・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

(地域において、個人や様々な団体で活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置)

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきます。(※17参照)
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく必要があります。

※ 17 : 特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

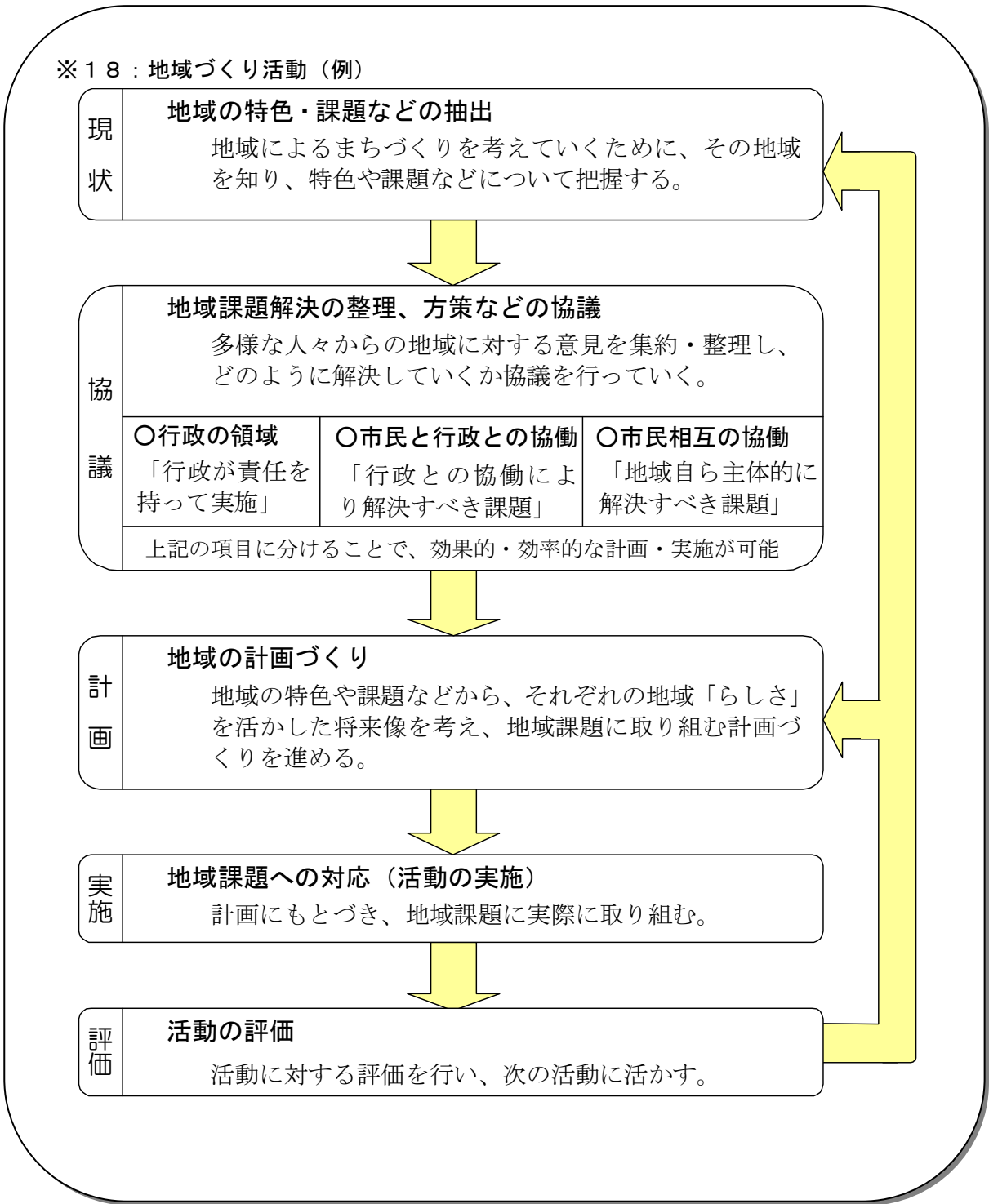
（市民相互の協働による地域課題への取り組み）

- ・地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。
- ・こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。
- ・また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※18参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。
- ・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第4章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。
- ・さらに、地域通貨（注1）やコミュニティビジネス（注2）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注1）**地域通貨**：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注2）**コミュニティビジネス**：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

※ 18 : 地域づくり活動（例）



(3) 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基底的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や講演会を実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成など、積極的な支援策を展開する必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

第 4 章 推進の仕組み

● 1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

● 2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※19参照）

（1）庁内の推進体制の強化

① 庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

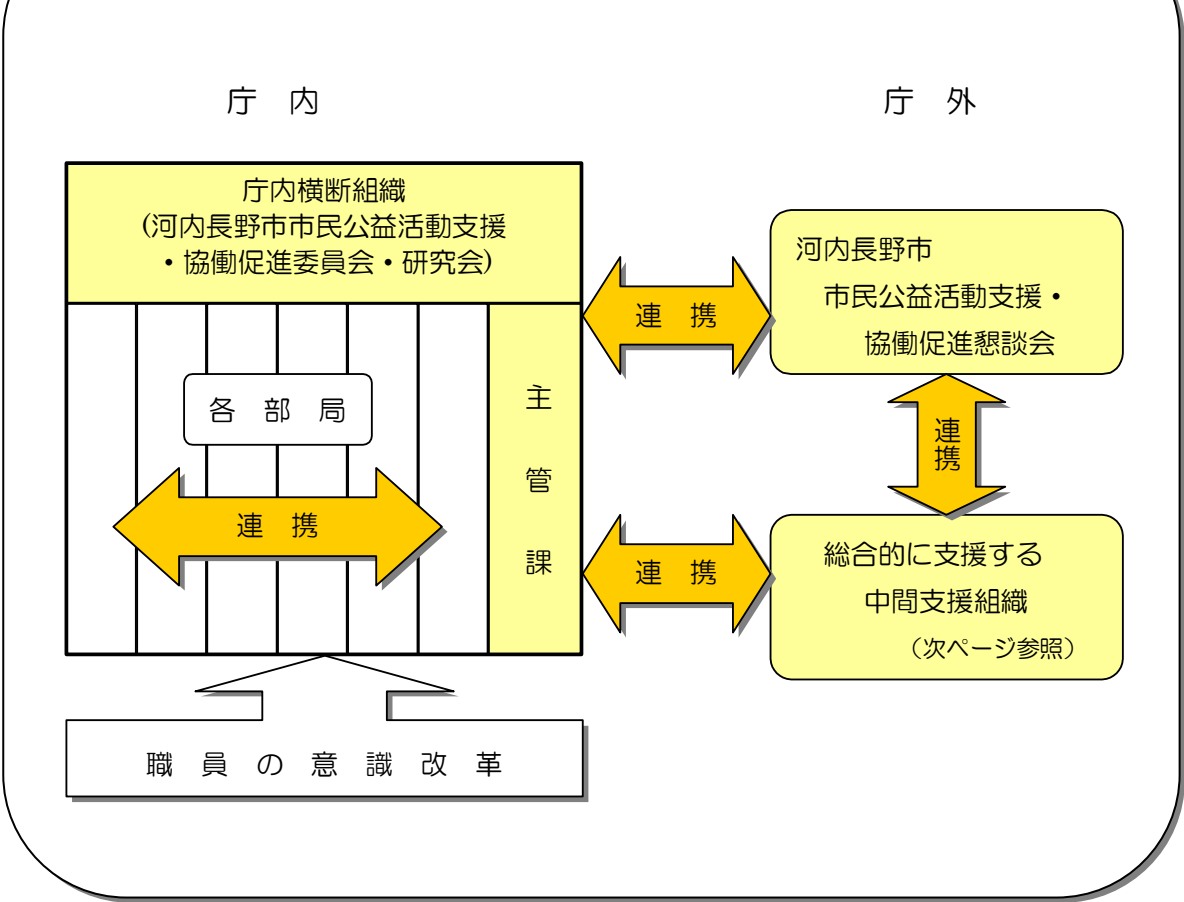
② 職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（2）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※ 19 : 推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

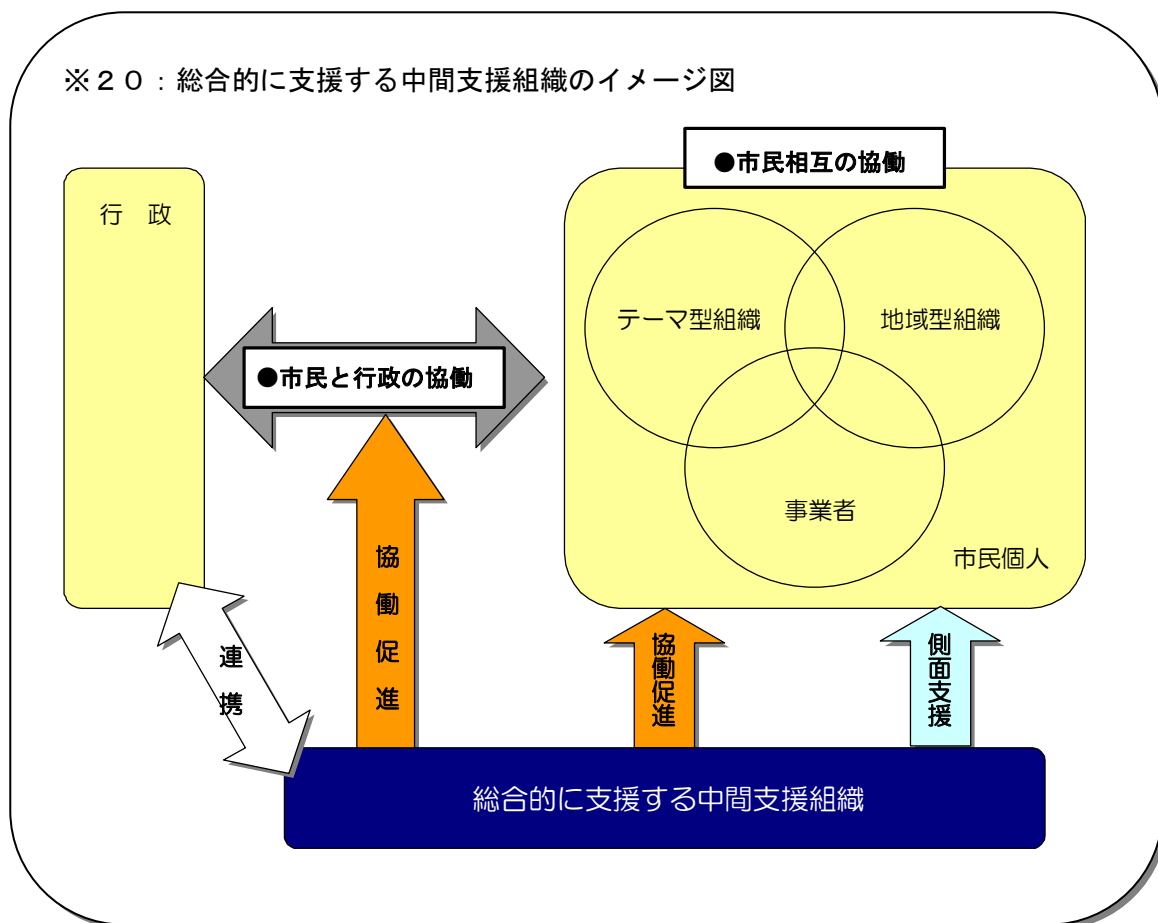
- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

● 中間支援組織の主な機能

- ・ 情報の収集・提供機能
- ・ 人材育成機能
- ・ 相談・助言機能
- ・ 立ち上げ支援機能
- ・ コーディネート機能
- ・ ネットワーク支援機能
- ・ 調査・研究機能
- ・ 評価機能

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※20参照)。



資料

資料 1 : 策定の手順について

資料 2 : 策定の経過について

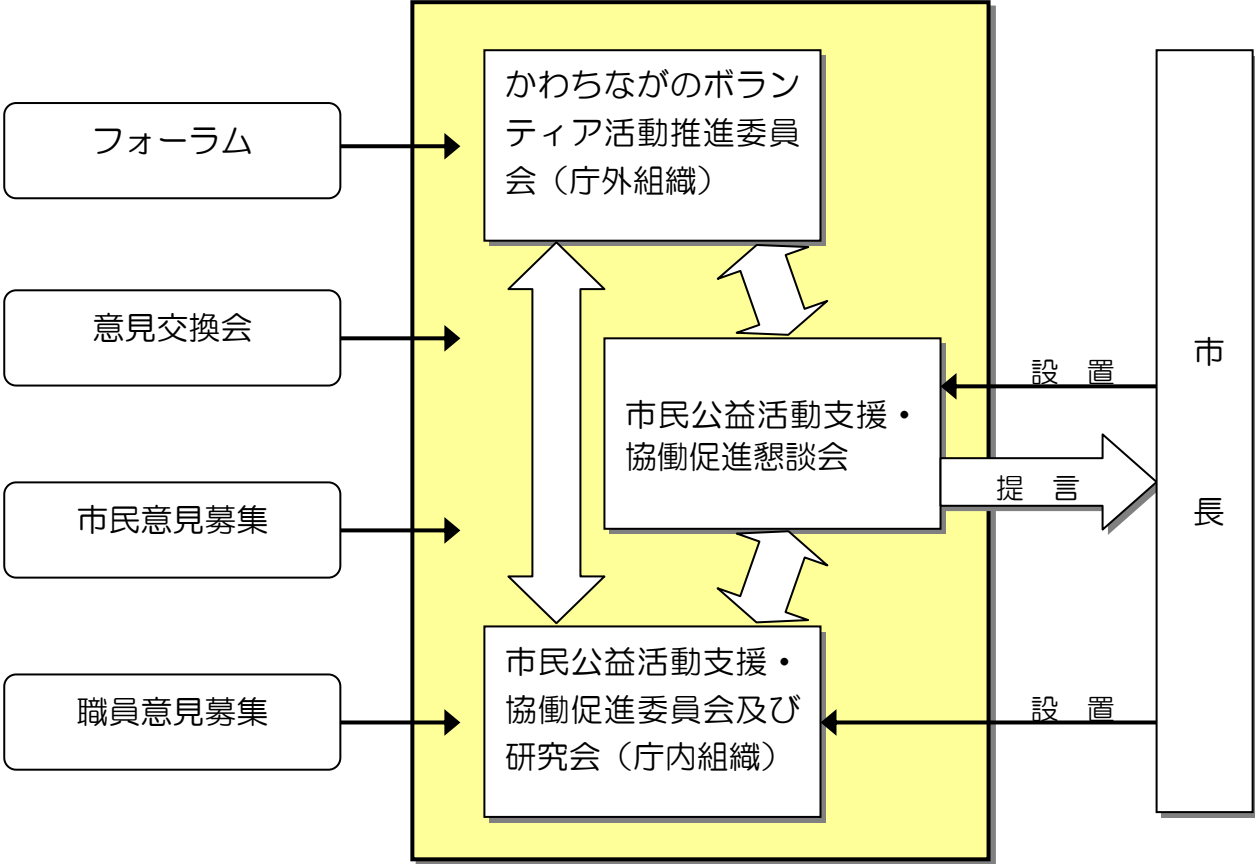
資料 3 : 提言の策定体制

資料 4 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

資料 5 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

資料 6 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程

資料 1：策定の手順について



資料 2：策定の経過について

●河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

第 1 回会議	H16. 6. 10	「委員委嘱、懇談会の位置付け、自己紹介、これまでの施策について」
第 2 回会議	H16. 7. 30	「河内長野市の市民公益活動の現状について①：NPO 法人、ボランティア団体」
第 3 回会議	H16. 9. 2	「河内長野市の市民公益活動の現状について②：福祉、青少年関係」
第 4 回会議	H16. 10. 29	「河内長野市の市民公益活動の現状について③：社会福祉協議会、自治会関係」
第 5 回会議	H17. 1. 6	「河内長野市の市民公益活動の現状について④：自治会関係」 「これまでのボランティア活動支援の評価について」 (かわちながのボランティア活動推進委員会から)
第 6 回会議	H17. 3. 8	「市民公益活動とは、市民公益活動の意義、支援・協働の原則など」
第 7 回会議	H17. 4. 20	「前回のまとめ、市民公益活動の支援策①の検討など」
第 8 回会議	H17. 6. 8	「市民公益活動の支援策②の検討、推進のしくみなど」
第 9 回会議	H17. 7. 20	「協働事業の課題と方向性について」(庁内検討組織から) 「地域型組織について、これまでの修正部分の確認」
第 10 回会議	H17. 10. 12	「協働によるまちづくり、市民と行政の協働、市民相互の協働など」
第 11 回会議	H17. 11. 29	「意見交換会～協働によるまちづくりをめざして～」
第 12 回会議	H18. 1. 11	「簡素化案について、協働によるまちづくり、市民相互の協働など」
第 13 回会議	H18. 2. 20	「はじめに、前回の修正項目について」
第 14 回会議	H18. 3. 28	「中間案について」
第 15 回会議	H18. 7. 4	「市民意見に対する回答について、提言の策定について」
第 16 回会議	H18. 7. 11	「提言の提出」

●その他

河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会 計 6 回開催

河内長野市市民公益活動支援・協働促進研究会 計 1 1 回開催

かわちながのボランティア活動推進委員会 計 1 1 回開催

●市民参加

- ・市民公益活動支援・協働促進フォーラム

開催日：平成 17 年 11 月 19 日（土）

場所：三日市市民ホール 参加者：65 名

- ・市民公益活動支援・協働促進意見交換会

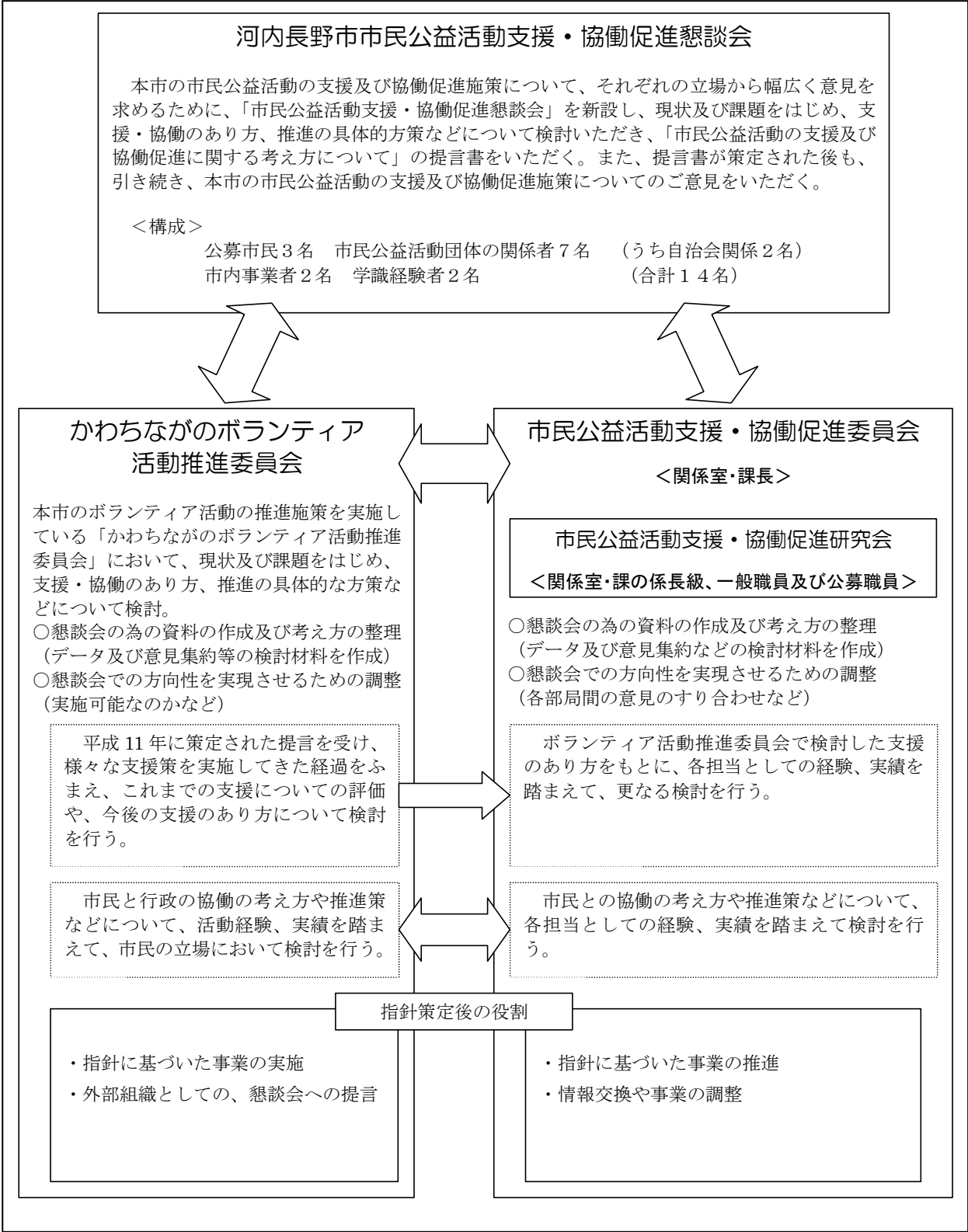
開催日：平成 17 年 11 月 29 日（火）

場所：市役所 802 会議室 参加者：48 名（市民 27 名、市職員 21 名）

- ・市民意見募集（平成 18 年 5 月 1 日～5 月 31 日）

提出意見：10 件（4 名）（併せて庁内での職員意見募集も実施）

資料 3 : 提言の策定体制



（第 1 回懇談会資料から）

資料 4：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

平成 16 年 3 月 8 日

規程第 6 号

(設置)

第 1 条 市民との協働によるまちづくりをめざし、市民公益活動の支援及び協働促進のあり方について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、河内長野市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項について検討し、提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、14 名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民公益活動団体の関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、懇談会の会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 30 日までとする。

資料 5 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

(提言策定に関わった委員)

	氏 名	所 属
会長	久 隆浩	近畿大学 理工学部 社会環境工学科
副会長	飯田 真友美	社会福祉法人 大阪ボランティア協会
委員	上奥 雅勇	三日市小学校区連合町会
委員	浦田 真樹	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
委員	大畑 幸子	河内長野市老人クラブ連合会(第11回から第14回まで)
委員	奥谷 昭子	河内長野市老人クラブ連合会(第10回まで)
委員	川口 純子	公募市民
委員	芝田 昭典	野作区自治会
委員	芝本 清一	河内長野市青少年健全育成協議会(第15回から)
委員	常石 宜子	かわちながのボランティア活動推進委員会
委員	塔本 勝	河内長野市商工会
委員	中田 壽子	特定非営利活動法人 たすけあい
委員	中林 孝子	河内長野市青少年健全育成協議会(第14回まで)
委員	長尾 常雄	河内長野市老人クラブ連合会(第15回から)
委員	松本 幸久	公募市民
委員	吉野 美津子	公募市民
委員	南 直樹	河内長野市青年会議所

資料 6：河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程＜指針策定時＞

平成 16 年 7 月 7 日

河内長野市規程第 24 号

（設置）

第 1 条 市民による主体的なまちづくりを図り、市民が主体となつて行う公益活動（以下「市民公益活動」という。）を支援するとともに、市民公益活動との協働を促進するため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民公益活動への支援に関すること。
- (2) 市民公益活動との協働に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には企画総務部市民協働室長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者及び委員長が特に指名する者で組織する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、これを代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（研究会）

第 6 条 委員会の事務を円滑にするため、委員会に市民公益活動支援・協働促進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 委員会の会議において議論すべき事項の調査、研究及び調整に関すること。
 - (2) その他第 1 条の目的を達成するために必要な具体的事項に関すること。
- 3 研究会は、別表に掲げる者が推薦する実務を担当する職員及び公募職員をもって構成する。
- 4 研究会には座長及び副座長それぞれ 1 名を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、必要に応じて研究会を招集し、座長がその議長となる。
- 6 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 研究会の運営に関する事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規程第 10 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規程第 14 号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条及び第 6 条関係)

市民文化部	生涯学習推進室長 人権推進室長
保健福祉部	福祉政策室長 保健政策室長
環境経済部	環境政策室長 産業政策室長
都市建設部	都市計画室長 道路交通室長
企画総務部	企画経営室長 総務室長
市長直轄	危機管理室長
教育委員会事務局教育部	学校教育室長 社会教育室長

河内長野市 総務部 市民協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

電話：0721-53-1111

FAX：0721-56-1761

E-mail：shiminsanka@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp

協働の取り組み

～みんなで一緒に創るまちづくり～



河内長野市 自治安全部 自治協働課

令和3年度（令和4年2月作成）

目 次

1. はじめに	・・・ 2
2. みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～	・・・ 3
＜4つの重点施策＞	
3. 市民公益活動の基盤づくり	・・・ 4
① かわちなかのボランティア・市民活動センター	
② 市民公益活動支援補助金（一般型）	
③ 市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金）	
4. 市民と行政の協働促進 協働事業提案制度	・・・ 8
5. 市民相互の協働促進 地域まちづくり協議会	・・・ 9
6. 行政への市民参加の促進	・・・ 13
＜特徴的な取り組み＞	
7. 協働のしくみづくり	・・・ 14
① 地域サポーター	
② 地域まちづくり協議会支援研修	
8. その他の協働のとりくみ	・・・ 15
① NPO法人の設立認証等事務の権限移譲	
② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～	
③ 南花台スマートエイジング事業（担当課：政策企画課）	

1. はじめに

本市は、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」において、「協働によるまちづくり」を理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、「自ら考え自ら実行する自律的なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。平成28年4月からの第5次総合計画においても、基本政策の一つに「協働によるまちづくり」を掲げており、その理念を引き継いでいます。

平成18年12月には、第4次総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめた「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定しました。

現在は、この指針に基づきながら、市民公益活動をより活性化させていくための「市民公益活動の基盤づくり」、市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」、市民や自治会、市民公益活動団体などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」、市民と行政とが情報を共有し、協働によるまちづくりを進める「行政への市民参加の促進」の4つの取り組みを進めているところです。

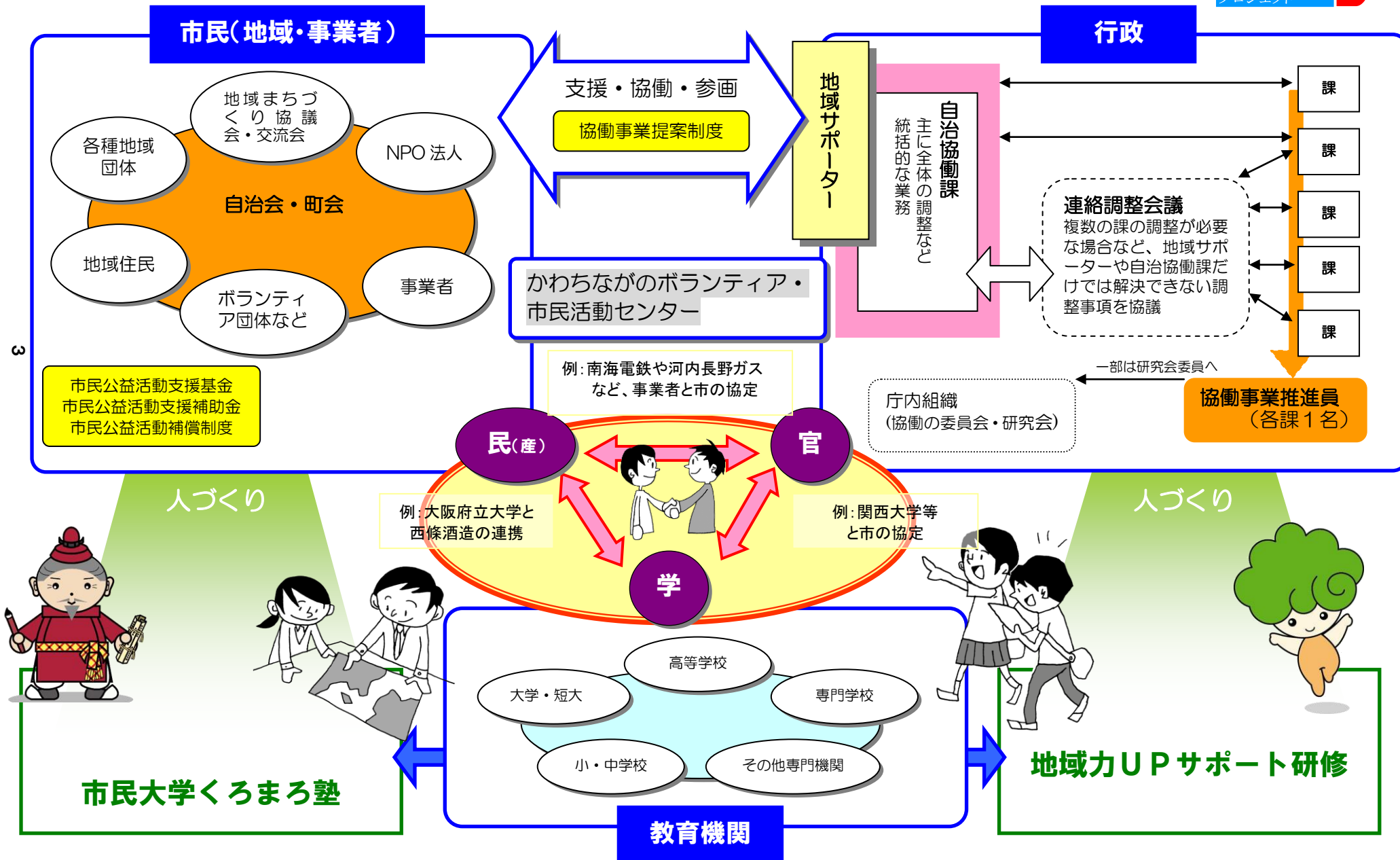
本報告書は、これらの「協働によるまちづくり」の推進状況をまとめたものです。

自治協働課

みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



2. みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



3. 市民公益活動の基盤づくり

3-① かわちながのボランティア・市民活動センター

かわちながのボランティア・市民活動センターは、令和3年4月5日に前身である市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能をイズミヤゆいテラスに移転したものです。

団体やNPO等の市民公益活動の支援を行うセンターとして社会福祉協議会に委託し、市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言や、市民公益活動団体同士の協働促進、団体と施設や企業等とのマッチングなど、ソフト事業を中心に充実を図りました。

<センターの概要>

【名称】かわちながのボランティア・市民活動センター

【場所】河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階 イズミヤゆいテラス内

【業務時間】 9:00～17:30

【休業日】 日曜及び国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

名称	面積	機能等
事務・作業・相談スペース	26㎡	市民公益活動や協働に関する作業・相談を行うためのスペース
ワークスペース	20㎡	コピーサービス・輪転機・紙折り機などの利用スペース

<センターの役割>

（１）目的

市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため

（２）基本的な役割

- ①市民活動の活性化
- ②ネットワークづくりの促進
- ③協働の促進（仲介機関としての役割）

（３）センターの利用対象

市民活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体

（４）センターの機能

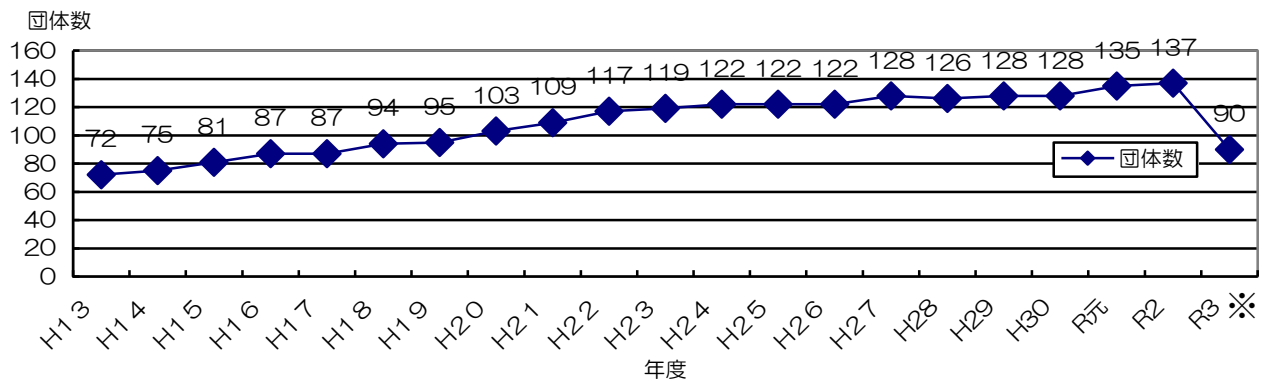
- ①情報の収集及び提供機能
 - ・市民公益活動を促進するための情報、市民と行政の協働の促進に関する情報、地域のまちづくり活動の充実につながる情報等、様々な情報を収集・提供する機能
- ②人材の育成及び学習機会の提供機能
 - ・個人に向けた市民公益活動への参加促進や、市民公益活動の活性化や市民と行政及び市民相互の協働促進につながる人材を育成する機能
- ③相談、助言及びコーディネート機能
 - ・市民公益活動を実施するうえでの各種課題に対する相談、助言を行う機能
 - ・市民公益活動団体同士や地域型組織、企業、個人など様々な主体をつなぐことにより、

より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援するコーディネート機能

④連携及び交流促進機能

- ・より効果的に市民公益活動が展開されるよう、市民公益活動団体や地域型組織など様々な組織間のネットワークを促進する機能

ボランティア活動団体数（団体紹介冊子「ガイドブック」掲載分）



※令和2年度までは活動を休止している団体も含めて掲載していましたが、令和3年度は登録があった団体のみ掲載しています。

～成果と課題～

- ・令和3年度は、イズミヤゆいテラス内のかわちながのボランティア・市民活動センターに市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能を移転し、地域課題への関心醸成や市民公益活動団体の質向上を目指し、団体の支援を行いました。
- ・今後も、円滑な運営及び地域支援も含め更なる機能充実を図るため、情報収集を実施しながら団体ニーズに沿った支援体制の確立を目指します。

3-② 市民公益活動支援補助金(一般型)

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。市民公益活動支援基金（ふれあいーぶ基金）を財源として、平成 22 年度に導入されました。

<補助の種類>

募集コース		補助率	補助限度
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	3／4	10万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	1／2	30万円

<これまでの交付事業数>

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額
		初動支援	自主事業支援	
平成22年度	3	2	1	290,000
平成23年度	4	3	1	446,000
平成24年度	7	4	3	857,000
平成25年度	5	4	1	383,000
平成26年度	4	1	3	499,000
平成27年度	5	1	4	573,000
平成28年度	2	0	2	162,000
平成29年度	4	3	1	329,000
平成30年度	1	0	1	226,000
令和元年度	1	1	0	100,000
令和2年度	0	0	0	0

<令和3年度の交付決定事業>

申込はありませんでした。

～成果と課題～

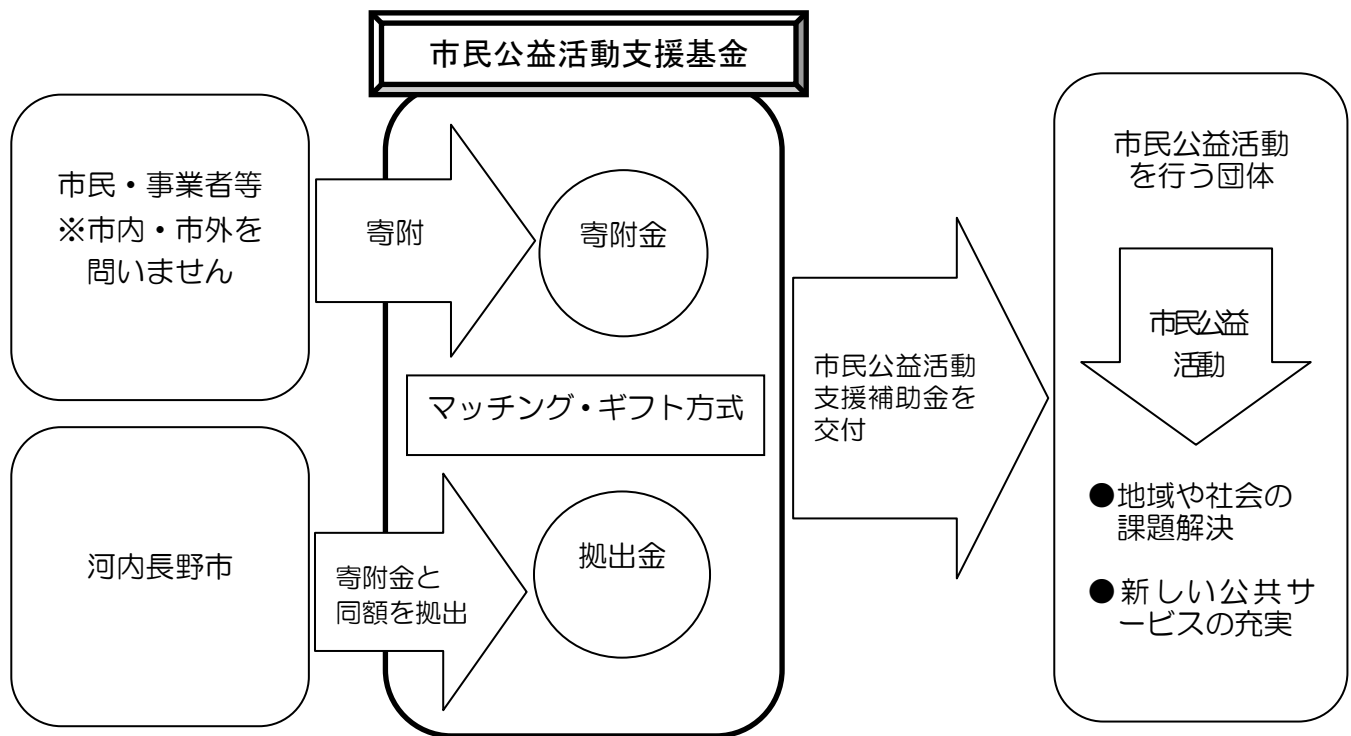
- ・これまで36事業（同一事業含む）・25団体に対し補助金を交付しており、団体の事業の充実が図られ、団体の自立が進むなど、市民公益活動の裾野に広がりが見えています。
- ・一方で、令和2年度は0件（応募1件）、令和3年度は0件（応募0件）と、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、低調となっています。
- ・今後については、市民公益活動の更なる活性化を図るため、かわちながのボランティア・市民活動センターとの連携のもと、講座の実施や自治会やNPO法人等の団体へより効果的な周知を行い、応募数の増加を目指します。

3-③ 市民公益活動支援基金(ふれあい一ふ基金)

市民公益活動に直接携わることができない人も寄附という形でまちづくりに参加できる制度として、市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、市民公益活動支援補助金の原資となって市民公益活動を社会全体で支えていくものです。

また、マッチング・ギフト型的方式を採用することで、寄せられた寄附金と同額を市も基金に上乗せして積み立てます。

<制度の概要>



<基金の状況> ※令和3年3月31日現在

内 容	件数 (件)	金額 (円)	備 考
基金残額	—	11,964,078	
(内訳) 前年度繰越	—	12,760,904	
寄附金 (積立額)	31	552,469	※
マッチング額		443,048	
利息		7,657	
基金取り崩し金		△1,800,000	地域まちづくり支援拠点整備費

※寄付金額 829,000 円から返戻品等の経費分 (276,531 円) を引いた金額。

4. 市民と行政の協働促進

協働事業提案制度

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とする制度です。

<制度の種類>

市民自由提案部門	テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案
市設定テーマ部門	市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案

※令和3年度市設定テーマ

テーマ名称	担当課
①木のある暮らしの魅力発信	農林課

<令和3年度の結果>

申込はありませんでした。

～成果と課題～

- ・平成22年度の制度開始以降、11年間で10事業が成案化、または他の制度により実現しており、協働により取り組むことで、各事業の充実が図られています。
- ・一方で、一定の事業が既に協働により実施されており、また、団体にとって成案化までのハードルが高いことなどから、近年は市設定テーマ及び応募数が減少傾向にあります。
- ・今後については、庁内各課と密に連携をし、市設定テーマの増加を図るとともに、自治会やNPO法人等の団体に対しても、本制度についてより効果的な周知を図ることで、応募数の増加を目指します。また、他市で実施している協働事業に係る同様の制度等を参考に、協働事業提案制度の見直しについても検討を進めることで、更なる協働事業の促進を図ります。

【参考：これまでの成案化事業】

- ・ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ・農林課）
- ・花いっぱい街づくりサポート（NPO法人フルル花の福祉の地域応援ネット・財政課）
- ・美加の台第10緑地植樹事業（美加の台自治会連合会他・公園緑地課）
- ・ファーストステップトライアル事業（NPO法人淡路プラッツ・青少年課）
- ・市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO法人トモロス・農林課）
- ・協働による向野緑道のリニューアル事業（アメニティ長野自治会・公園河川課）
- ・サポートブック「はーと」を拡げる活動（ピアはーと・障がい福祉課）

5. 市民相互の協働促進

地域まちづくり協議会

「地域まちづくり協議会」は、概ね小学校区を一つの単位とし、自治会・町会をはじめ、地域で活動する各種団体、NPO、事業者、住民など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域の課題解決やまちづくりに取り組んでいく組織です。これまで、全13小学校区のうち、11小学校区で地域まちづくり協議会が設立され、地域の特性に応じた活動を進めており、残る2小学校区についても、地域ぐるみの取り組みに向けた話し合いが進んでいます。

新型コロナウイルスの影響により、活動に制限がかかる一方で、Zoom や SNS を利用した活動を行うなど新たな活動を創出した地域や、従来の事業を実施するために、やり方を工夫する地域が見られました。

市では、「地域まちづくり協議会」の組織化や地域まちづくり活動の支援など、地域の自主性を尊重した支援を行っています。

- (1) 財政支援 地域まちづくり支援補助金 上限40万円（10／10補助）
 市民公益活動支援補助金制度（地域まちづくり型） ※P.11 参照
- (2) 人的支援 地域の主体性を尊重した職員（地域サポーター）の関わり
- (3) その他支援 相談・情報提供、講座の開催など

○地域別計画について

平成28年からの河内長野市第5次総合計画において、地域まちづくり協議会のメンバーを中心に、市民参加のもと検討会議を開催し、地域の将来像や市民が主体的に行う取り組みなどをまとめた地域別計画を策定しました。現在は、地域が主体的に地域別計画に取り組み、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めています。令和2年度には地域別計画の見直しを政策企画課主導で行いました。

○地域まちづくり協議会の状況

- ・長野小学校区まちづくり会議 ～ゆめ・街・ながの～

平成23年7月に設立。情報誌の発行や SNS による情報発信、子育て世代が参加しやすいイベントの開催、Zoom 講座などのコロナ禍における SNS を利用した地域活動支援などを実施。



- ・小山田小学校区まちづくり会 ～集い・ふれあい・感動～

平成24年4月に設立。寺ヶ池公園を拠点に、夏休みのラジオ体操、ウォーキング、ふれあいカフェ、地域情報誌の発行、廃油回収、地域防災マップの作成及び戸別配布などを実施。



- ・川上小学校区地域まちづくり協議会

平成24年6月に設立。ウォーキングイベント、休耕地の活用、防災視察研修、学校行事への協力、交流サロン「くつろぎ」などを実施。



- ・高向小学校区“ひと・まち・ゆめ”づくり会

平成24年9月に設立。フラワープランター設置、地域資源マップの発行、校区防災連合会の設置、地域の営みDVDの活用などを実施。



- ・南花台まちづくり会 ～未来に向けて！咲くや心に南花台～

平成25年10月に設立。夏休みラジオ体操、産官学民で進めるスマートエイジング事業への協力、フラワーロード造り、未就学児と保護者のための「キッズステーション」などを実施。



- ・楠小学校区つながる会

平成25年11月に設立。校区防災訓練や防災視察研修の検討、ホームページやフェイスブックを活用した広報活動を実施。自主防災組織・関係機関との連携強化など安全・安心への取り組みを主要なテーマとして活動中。



- ・石仏小学校区まちづくり会

平成25年12月に設立。HPの更新、地域住民が交流できるコミュニティサロンを開催、ふれあい花壇の整備、見守り活動の体制強化、天見川一斉清掃への協力、学校支援ボランティア増員の取り組みなどを実施。



- ・三日市小学校区まちづくり協議会

平成26年9月に設立。高野街道名所への案内看板設置、あいさつ運動、防災行政無線を活用した放課後放送の実施、地域情報誌の発行、将棋大会、歴史学習会、クリーンウォーク、多聞丸（楠木正成）のPR活動、青色防犯パトロールなどを実施。



- ・美加の台まちづくり協議会

平成26年11月に設立。コミュニティルーム「さくら」の管理運営や桜の鑑賞会、キロポストの設置、キッズスクール、さくらウォークなどを実施。



・千代田小学校区みんなのまちづくり会

平成26年11月に設立。買い物代行サービス、校区防災避難訓練、校区防災マップの作成、小学生等への学習支援「ちよだ寺子屋」、地域清掃活動、女性部会の立ち上げ、まちづくりカフェなどを実施。



・天見地域まちづくり協議会

平成27年2月に設立。観光マップの作成、マップやアスマイルを活用したウォーキングイベント、天見の未来を考える検討会議の開催、放課後児童教室などを実施。



○市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）

平成28年度より、地域まちづくり協議会が地域別計画等に基づき実施する施設の整備等のハード事業に対し、公開プレゼンテーション及び第三者による審査の上、補助金を交付しています。

平成29年度からは従来のハード事業に加え、新たにソフト面でのまちづくり活動に補助金を交付するコースを設け、地域課題の解決に向けた事業等の支援を行いました。

＜補助の内容＞

募集コース		補助率	限度額
ソフト事業コース	主にソフト面でのまちづくり活動を中心とした事業	10/10	30万円
ハード事業コース	施設等の新設、改修、保全等のハード事業		50万円※特別に認められる場合は200万円

＜交付事業数及び交付額＞

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額
		ソフト事業	ハード事業	
平成28年度	4		4	1,941,108 円
平成29年度	5	2	3	2,710,981 円
平成30年度	1	1	0	300,000 円
令和元年度	2	2	0	384,954 円
令和2年度	0	0	0	0円

＜令和3度の交付決定事業＞

◎ソフト事業コース

団体名	事業名称	概要
川上小学校区地域まちづくり協議会	地域ふれあい活動における「やぎ」の活用	学校・幼稚園・保育園・地元イベントへのやぎの派遣を行い、ふれあいによる子どもたちの情操教育や孤独化しやすい高齢者を元気づける場を創出する。

◎ハード事業コース

申込はありませんでした。

○地域まちづくり協議会連絡会

地域まちづくり協議会同士の情報交換の場として、学識経験者を招き年１～３回連絡会を実施しているものです。令和３年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

○今後の取組の方向性

地域まちづくり協議会は、自治会・町会をはじめ、各種団体などによるネットワークを活かし、活動を進めていますが、一部の校区では自治会・町会から活動への理解・参加が十分に得られていない場合があります。また、今後は地域別計画等に基づき活動の充実を図られるよう、地域の実状に応じた財政支援の構築が求められています。

＜体制の充実＞

- ・「自治会・町会及び連合自治会を基盤とした地域まちづくり協議会」が地域の核として主体的に地域のまちづくりを展開できるよう、将来の条例化も見据えながら、まずは自治会・町会をはじめ、市民への理解促進に努める

～成果と課題～

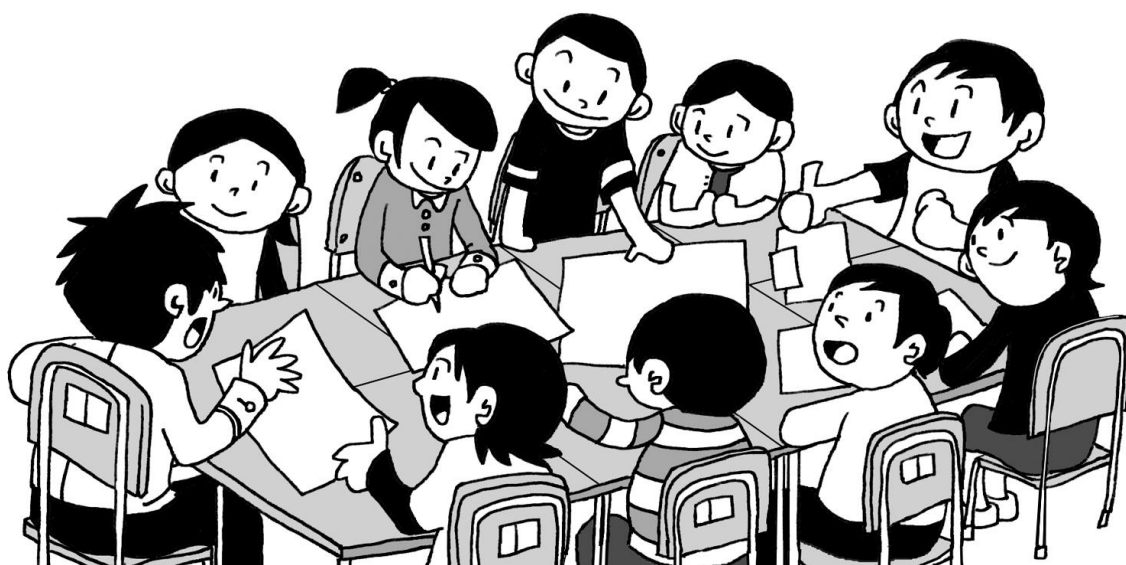
- ・最初の地域まちづくり協議会の設立から１０年が経過し、「交流」を中心とした事業から一部で「課題解決」に対する取り組みが見られるなど、徐々に活動の内容が充実してきています。
 - ・地域別計画の策定や新たな補助金制度の実施などを一つの契機とし、地域における必要な取組の検討など地域の主体的な議論が進んでおり、団体の成熟がみられます。
 - ・役員らの世代交代が行われ、現役世代が中心となった地域も出てくるなど、新たな団体の運営方法等を模索しながら進めています。
 - ・一方で、大半の地域については、設立から一定の期間が経過したなかで、中心となる役員の担い手の固定化などが課題となっており、新たな担い手の発掘やさらなる体制の充実が課題となっています。
 - ・今後、社会福祉協議会と共に地域支援を実施していくなかで、課題解決型のまちづくり協議会の推進に向け、地域支援のあり方を検討する必要があります。
-

6. 行政への市民参加の促進

市の施策に、市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続き等を行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況を把握し、令和元年度の「市民参加の実績」として、市ホームページで公開しました。

＜市民参加の実績＞

項 目	内 容	令和元年度実績	令和2年度実績
(1)市民ニーズの把握	①市民アンケート ②ヒアリング	4件 0件	5件 0件
(2)市民意識の反映	①パブリックコメント ②アイデア・提案募集	4案件 (意見35件) 2案件	19案件 (意見67件) 0案件
(3)情報の共有・相互理解	①意見交換会 ②ワークショップ	12回 29回	22回 0回
(4)合意形成	①公募のある審議会等 ②のべ公募委員数	17審議会等 24人	17審議会等 16人
(5)公開	①公開制度対象の会議開催数 ②のべ傍聴者数	49回 7人	46回 13人



7. 協働のしくみづくり

7-① 地域サポーター

市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めるため、職員による効果的な人的支援を行う「地域サポーター制度」を平成 23 年度より運用しています。令和 3 年度は、公募により任命された 3 名の地域サポーターが各小学校区に配置されました。

7-② 地域まちづくり協議会支援研修

平成 23 年度より各小学校区に地域まちづくり協議会が設立され、10 年が経過し、協議会活動において収入を得る協議会も出てきている中、今後の協議会活動を発展的に推進するため、地域サポーター等を対象として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての知識や法人格取得の手続き等についての研修を実施してきました。令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

～成果と課題～

- ・多様化・高度化する地域課題を解決するため、地域まちづくり協議会では様々な取り組みが進められており、それらの活動を支援する地域サポーターの更なるスキルアップが必須となっています。
 - ・今後も定期的に地域サポーターを対象とした研修を実施し、地域まちづくり協議会の支援の充実を図ります。
-

8. その他の協働のとらえ方

8-① 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証等事務の権限移譲

平成 22 年 10 月より、大阪府から権限移譲を受け、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証等事務を行っています（所管法人数：38 法人（令和 4 年 2 月現在））。

8-② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～

人口減少や少子・高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化するなか、効果的な地域課題の解決を図り、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や行政だけでなく、事業者や教育機関など、多様な担い手がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。そこで、地域の事業者や、先端的・創造的な教育・研究活動に取り組む大学などとの連携の強化を図り、住民福祉の向上や、産業活動の活性化等、まちの活性化を目指しています。

これまで関西大学や大阪大谷大学と連携協力に関する協定を締結し、幅広い分野での連携を進めています。また、災害時の相互協力や一人暮らし等の見守り活動に関する協定など、市内の事業者等と協定の締結を進め、多様な担い手によりまちづくりを支える仕組みづくりを進めています。

令和 3 年 4 月には、河内長野市では、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と連携し、イズミヤ河内長野店 4 階に地域まちづくり支援拠点として「イズミヤゆいテラス」をオープンしました。行政機関、事業者、教育機関など多様な担い手が連携し、ソフト事業や運営に関する協議を行い、多様な地域活動の継続を目指します。



関西大学・イズミヤとの「丘の生活拠点」形成に向けたまちづくり連携についての協定
（平成 30 年 12 月）

～成果と課題～

- ・ NPO については、令和 3 年度は 1 件設立認証がありましたが、解散も 1 件あったため、所管法人数は令和 2 年度から変更ありませんでした。
- ・ 新たな協働の仕組み作り・産官学民の連携については、ここ数年政策企画課で公民連携デスクというもの新たに設け、そこで様々な展開をしています。

8-③ 南花台スマートエイジングシティ事業(担当課:政策企画課)

南花台は、大阪府が進める「スマートエイジング・シティ」のモデル地域に位置付けられ、今、住んでいる人が住みなれた場所で、安心して快適に住み続けられるまちを目指しながら、まちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環型のまちづくりをモデル的に展開しています。今後、急激に高齢化が進む開発団地のこれからを考え、まちづくりに必要な仕組みの研究を、地域住民をはじめ、公・民・学の連携により進めており、地域住民が主体となり、様々な事業が動き出しています。

○買い物応援・生活応援プロジェクト

高齢の方や子育て世代など買物に不便を感じている方を対象に、住民の有志が多少の謝礼により、買物した商品を自宅までお届けする支え合いの取り組みを社会実験として実施しています。また、平成30年5月から、庭の草引き等の生活支援に範囲を広げてサービスを提供しています。

さらに、令和2年度には買い物代行（買い物応援＝買い物に同行、買い物代行＝買い物リストに基づき買い物を代行し、家までお届け）にも取り組み始めました。

＜取り組み実績（令和3年度については、令和4年1月末時点）＞

- 1 買い物応援 119件（H29/14、H30/56、R1/44、R2/4、R3/1）
- 2 生活応援 310件（R1/33、R2/96、R3/181）
- 3 買い物代行 10件（R2/0、R3/10）

＜利用料金＞

- 1 300円/回 ※買物かご2ケースまで
- 2 1時間 800円/1名
- 3 800円/1回

＜利用の流れ＞

- ① コノミヤ南花台店で買物⇒利用券を購入し、待機しているスタッフに渡す⇒スタッフが台車などに荷物を乗せ、玄関先までお届け（原則として一緒に歩いて帰る）
- ② 利用の申し出（事務局の携帯に電話）⇒コーディネーター訪問（依頼内容の確認）⇒作業内容の打ち合わせ（作業時間と費用の見積もり）⇒生活応援スタッフによる作業



○子育て家族の憩いの場 「ふれあいテラス」がオープン

コノミヤ南花台2階に関西大学の学生らが中心となり、地域の方と一緒にコノミヤテラス黄色の部屋を整備。黄色の部屋を借り、子育て家族のための憩いと遊びの場を令和元年11月にオープンしました。南花台まちづくり会の子育て部会と連携し、株式会社コノミヤの協力やあいつくの保育士、関西大学の学生らのサポートを受けながら、子育て世代の情報交換やシニア世代との交流の場所として運営しています。

開催日時 月・木曜日10時～16時

対象 未就学児とその保護者

参加費 無料

※月・木曜日以外は部屋を有料（1時間1人あたり100円）で貸し出している。子育て家族同士の集まりの場やファミリーサポートで利用されたりしている。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催日時等が一部変動している。



市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

改訂版



河内長野市

令和4年3月

指針の改訂にあたって

本市では、平成18年4月にスタートした「第4次総合計画」において、まちづくりの理念の一つに「協働によるまちづくり」を掲げるとともに、同年12月には、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定し、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律性の高いまちづくり」の実現をめざして取組みを進めてきました。

その後、平成28年4月にスタートした「第5次総合計画」において、まちづくりを支える基本政策として「協働によるまちづくり」を掲げ、基本的な考え方については引き継いできました。

一方、指針策定後において、全国各地で台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害が発生、新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避をはじめとした、新しい生活様式の導入、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組みの推進、Society5.0（注1）を見据えた取り組み（デジタル化等）の推進等、社会変化が起きています。

また、河内長野市においても、超高齢社会、自治会加入率の低下や市民ニーズの多様化・高度化に対応する新たな公共の考え方に基づき、市民公益活動支援センターのオープン、市民公益活動支援補助金や協働事業提案制度の創設、地域まちづくり協議会の推進、協働事業推進員等の協働を推進するための職員体制の確立等、社会潮流の変化に合わせた対応を行い、一定の成果が現れました。一方で、地域の担い手の高齢化・固定化、若い世代の既存組織への参画、団体同士のネットワークや行政職員の意識醸成等の課題も見受けられました。激変する社会状況の変化に対応するため、指針の内容についての見直しが必要となってきました。

そこで、市民公益活動支援・協働促進懇談会を中心に、様々な意見を聞きながら、指針の改訂を行うものです。

なお、本指針に基づき、協働施策をより具体的に推進していくために、協働推進アクションプランを今後策定していきます。

令和4年3月

（注1）Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

目 次

はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 1 章 協働によるまちづくり

- 1. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2. 持続可能な開発目標（SDG s）と協働との関係 ・・・・・ 2
 - 3. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 4. 協働の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2. 市民と行政の相互間の協働・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 協働における行政の姿勢・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・ 9
- 4. 市民公益活動の担い手・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1. 市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 2. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 2 章 支援・協働のあり方

- 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 13
- 2. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・ 15

資料編

- 1. これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 市民公益活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

● 1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を受け進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

● 1. なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。この「協働」には、政策立案段階からの市民参画に始まり、施策実行段階でも委託（受託）、共催、補助、ボランティアとしての参画推進など、さまざまな形態があります。

2. 持続可能な開発目標（SDGs）と協働との関係

「協働の推進」は本市の総合計画にも定められた重要施策の1つであり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」が掲げられ、地域社会における諸課題の解決を軸とした多様な主体による協働の必要性が示されています。

また、協働で取り組むそれぞれの課題についても、SDGsの17の各目標について意識する必要があります。

3. なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（P4※1 参照）

4. 協働の背景

（1）まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっていきます。
- ・また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいかこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていること

により、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

（２）地方自治の変遷

- 平成１２年の地方分権一括法の施行以降、さまざまな形で地方分権が推進されてきました。地方が主権を持ち、地域特性に応じ、地域課題を自ら解決していくというあるべき姿に戻すため、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- そのような中、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生できるよう、平成２６年１２月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定され、各自治体が創意工夫を行い推進していくこととなりました。そこでは、地域課題の解決のための持続的な取組体制として「地域運営組織」が必要とされ、全国的に自立的なまちづくりが求められています。また、地域の担い手不足への対応として、地域外の人材が地域の担い手となる「関係人口」の増加への取組みを推進しています。
- 行政は、社会潮流や市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

（３）多様化・高度化する市民ニーズへの対応

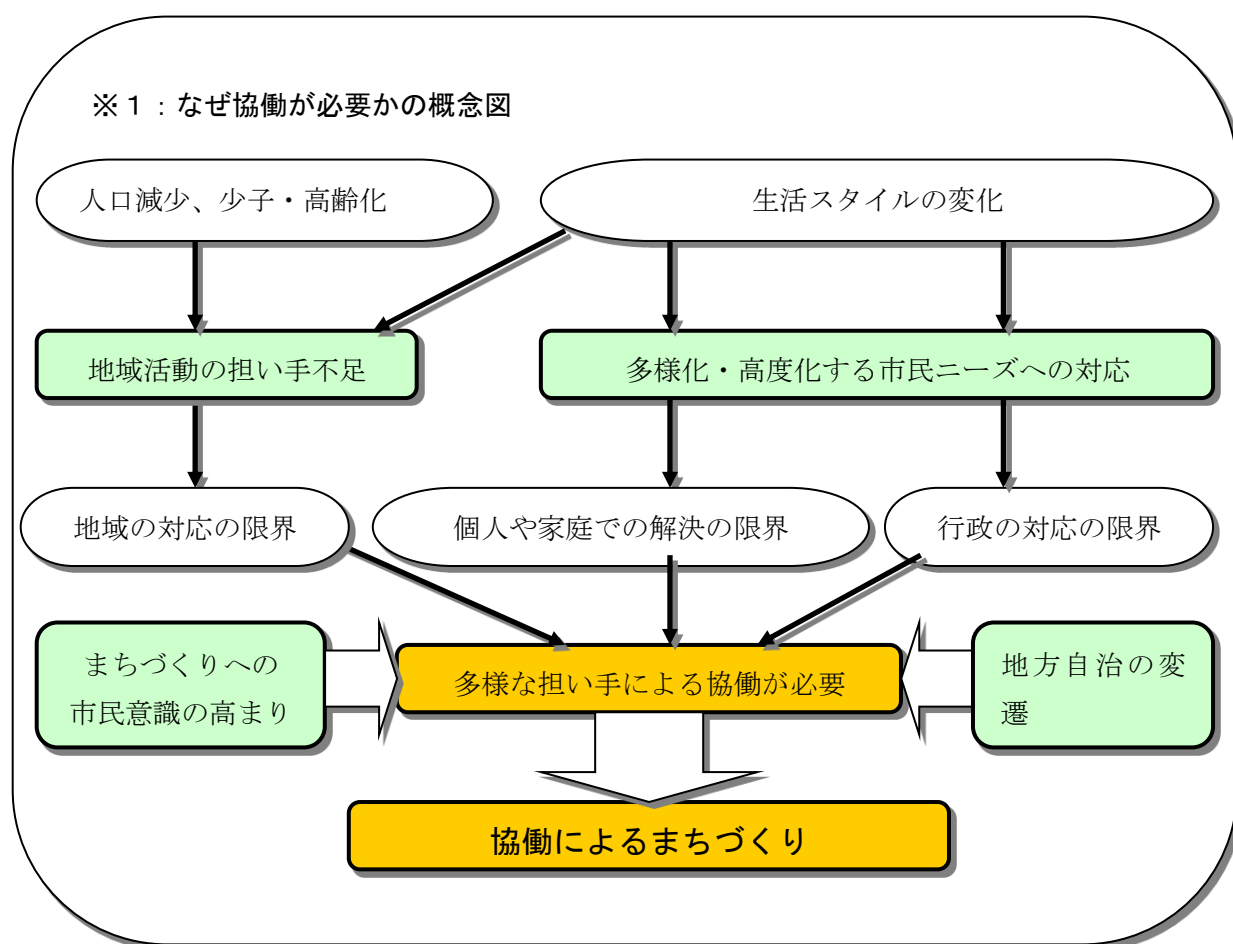
- 市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、ICT（注３）の進展等めまぐるしい社会状況の変化に伴う生活スタイルの変化により、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- これら多様化・高度化する市民ニーズについて、個人や家庭の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

（４）人口減少時代への対応

- 人口減少や少子・高齢化、生活スタイルの変化により、既存組織においては、地域活動の担い手不足がさらなる不足を招く悪循環に陥っており、地域による対応にも限界が生じてきています。
- 一方で、自分たちがやりたい活動仲間を募って楽しく行っていくようなネットワーク型の活動を実施し、地域課題を解決する動きが若年層を中心に出てきています。こうした動きを捉え、自分たちが企画、運営できる活動を増やしていくことで、若年層の参加を促している地域も生まれています。
- また、行政においても財政や人材など経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを提供することが難しくなってきます。その様な変化に対応すべく、行政でなければできないこと、協働で行うことができることを見極め、より効果的なやり方を検討していく必要があります。

(5) 本市における取組みと課題

- ・協働の推進のため、地域の状況や社会潮流を把握しながら、市民主体のまちづくりにつなげる取組みとして、市民公益活動支援センターのオープン、市民公益活動支援補助金や協働事業提案制度の創設、地域まちづくり協議会の推進、協働事業推進員、地域まちづくり支援拠点（ゆいテラス）等の協働を推進するための職員体制の確立等、新たな事業を実施してきました。
- ・しかしながら、市民公益活動の担い手の高齢化・固定化などにより、市民公益活動支援補助金の申請件数が伸び悩んでいます。他方、ネットワークを活かした新たな活動も出始めています。
- ・また、市民・行政双方で、期待されているほど連携や協働が進んでいない状況です。モデル事業を含めて、どのような方法が協働促進に有効かを検証し、促進策につなげていくかが課題となっています。



(注 1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注 2) NPO（nonprofit organization）：非営利組織の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。なお、ボランティア団体も NPO となる。

(注 3) ICT（information and communication technology）：デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを経由して人と人とをつなぐ役割を果たす。なお、IT（information technology）は情報技術全般を指す。

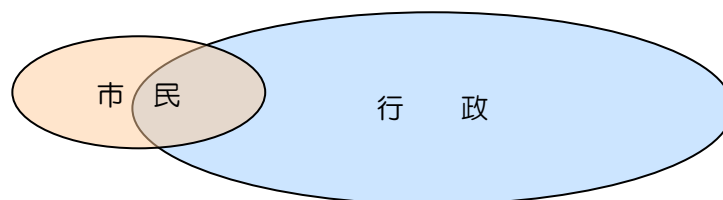
●2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

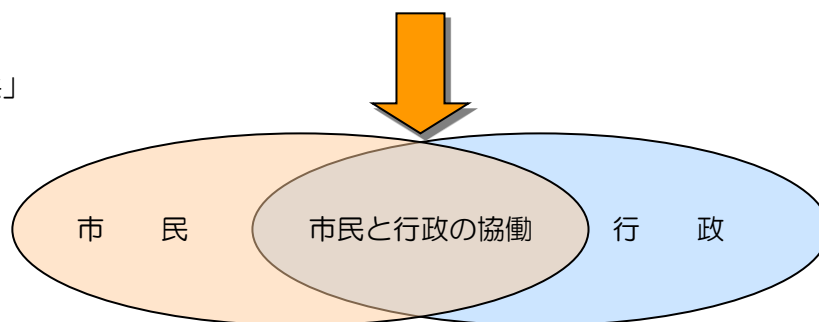
市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」（※2参照）という考え方を見直し、市民みんなに関わることで、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」（※3参照）を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※2：「これまでの公共」



※3：「新たな公共」



2. 市民と行政の相互間の協働

「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政（※4参照）が、そして市民同士（※5参照）が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

（1）市民に必要なこと

市民や市民活動団体等は自主性と自己責任のもと、住みよいまちづくりを目指し、それぞれが持つ知識や経験を活かし、日常的課題や地域的課題の解決に向けて活動することが求められます。そのために、①地域活動への参加②地域活動の推進③情報の共有④協働機会の活用と参画⑤家族の理解が必要となってきます。

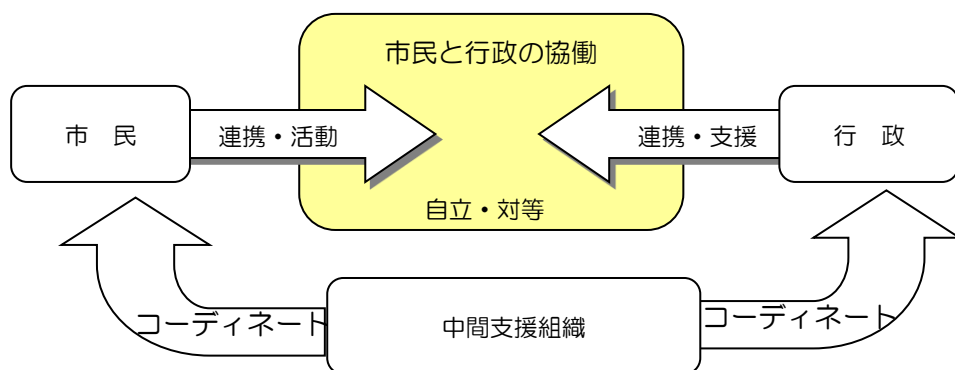
（2）行政に必要なこと

行政は職員一人ひとりの協働への意識を高めながら、まちづくりが活発に行われる施策の実施や環境づくりに努めます。そのために、①組織と職員意識の改革②情報の共有化③協働機会の拡大④協働の評価と公開が必要となります。

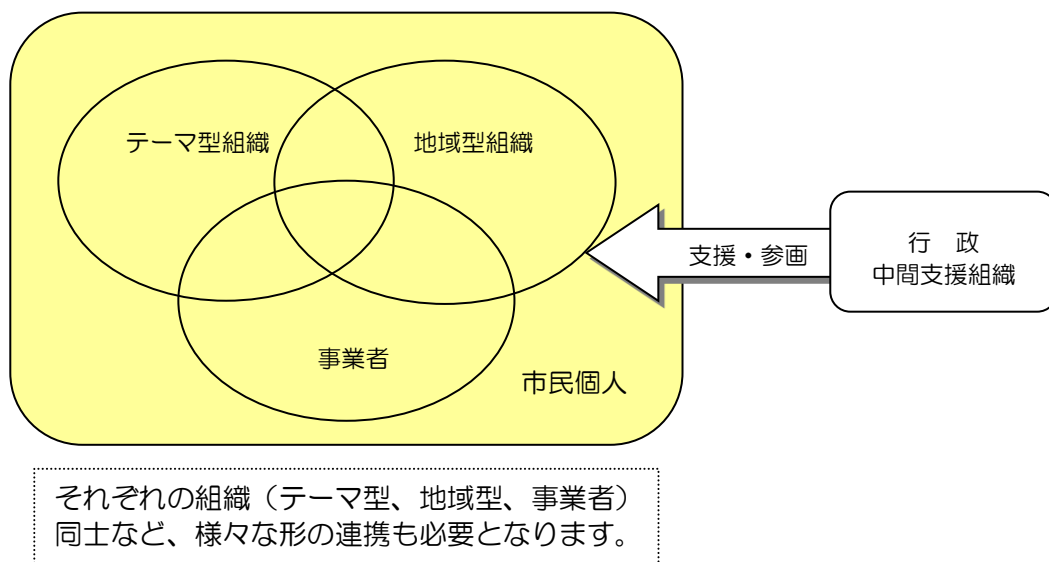
今後、協働が活発に展開される社会を目指していくためには、情報交換からネットワークを生み出していく「プラットフォーム（注1）」が重要となります。話し合い（対話）を通して地域の理想の将来像を考え共有し、知恵やネットワークを活かしながら、地域課題の解決に向けそれぞれが得意とするやり方で積極的にかかわっていきます。また、市民と市民、市民と行政等の間に立ち、そのパイプ役として中間支援組織（注2）も必要になってきます。

※プラットフォームを通じた情報交換で人と人が繋がり、例えば、お金が足りない事業にお金を差し上げるという仕組みにも繋がります。

※4：「市民と行政の協働」



※5：「市民相互の協働」

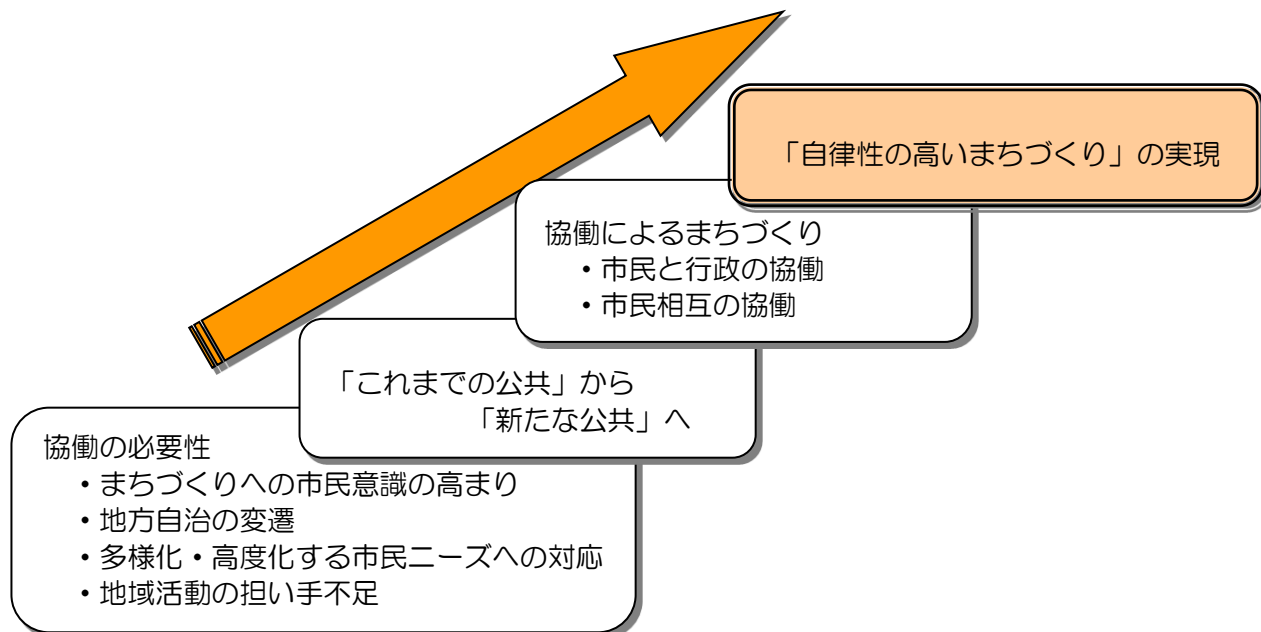


（注1）プラットフォーム：開かれた出入り自由のネットワーク。地域の住民等が主体となって地域コミュニティを支える組織を形成し、地域で活動する多様な主体（自治会、NPO、企業等）が参画する対話の場

（注2）中間支援組織：行政と地域の上に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※6参照）

※6：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



● 3. 協働における行政の姿勢

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を確認しておきます。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※7参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※ 7 : 市民と行政の領域の種類

領 域	領 域 名	領 域 の 説 明	事 業 例
行政の領域 協働の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など

行政責任の領域
民間主導の領域

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。また、総務省・自治体戦略 2040 構想研究会の報告によると、自治体は自ら公共サービスを提供するサービス・プロバイダーから協働を生むプラットフォーム・ビルダーへと転換を求められています。こうしたことから、今後とも財源・人材の確保も必要であるが、地域政策を「縦割りから横ぐし」へと転換する必要があります。

● 4. 市民公益活動の担い手

1. 市民

①. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※8参照）

- テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

- 地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、地域まちづくり協議会、老人会、子ども会、青少年指導員、青少年健全育成会、福祉委員会、防犯組織など

②. その他の団体

市民公益活動団体以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（労働組合など）、趣味の団体など

③. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人
なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

2. 事業者

①. 営利を目的とする事業者

営利を目的とした活動を行う組織や個人

②. 社会活動を志向する事業者

社会的課題をビジネス（コミュニティビジネス（注2））にしている社会的企業、コミュニティを含む形での労働者協働組合（ワーカーズ・コープ（注3））や、ある特定地域の活性化を目指したまちづくり会社（注4）等、利益を求めているが、一方で社会的な活動をしている方々も増えてきています。

その法人格としては、LLP（有限責任事業組合）（注5）、LLC（合同会社）（注6）など新しい法人格で活動している企業が増えてきています。

（注1）NPO法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

（注2）コミュニティビジネス：地域が抱える課題（まちづくり、地域情報の発信、商店街の活性化、環境・資源の保全、高齢者や子育て支援など）について地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

（注3）労働者協働組合：働く労働者自身が主として資金を持ち寄り、ともに経営し、責任を分かち合っており、人や地域に役立つ事業を行う協働組合のこと。

（注4）まちづくり会社：良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等のこと。

（注5）LLP（Limited Liability Partnership）（有限責任事業組合）：①構成員全員が有限責任で、②損益や権限の分配が自由に決めることができるなど内部自治が徹底し、③構成員課税の適用を受ける事業組合のこと。

（注6）LLC（Limited Liability Company）（合同会社）：①社員が1人でも設立できる②株式会社と比べ安い費用で設立できる③設立の手続きが株式会社より簡単な有限責任会社のこと。

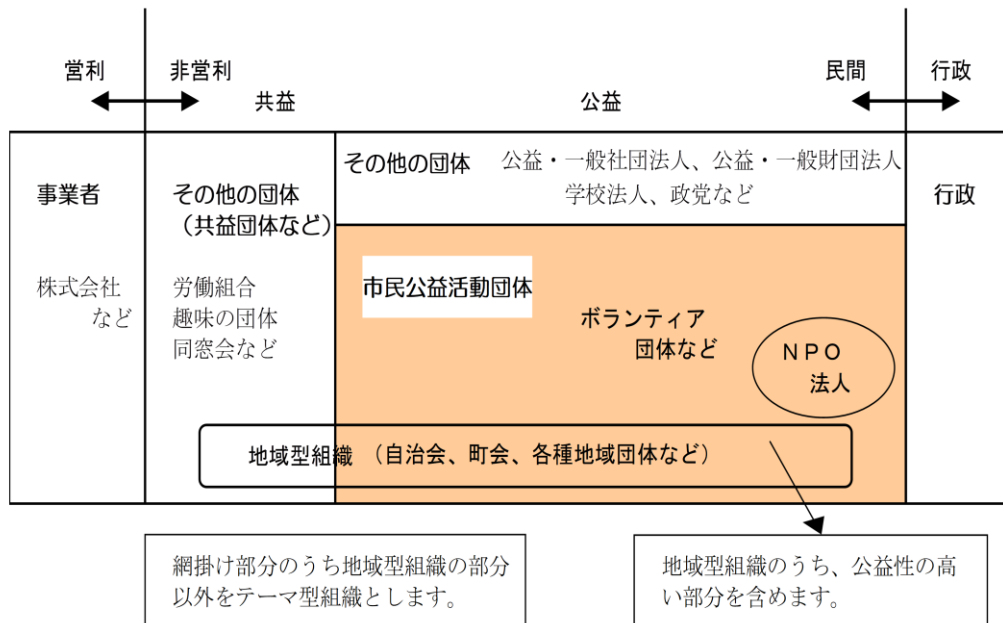
3. その他

①. 中間支援組織

市民、事業者及び行政の間に立って様々な活動を支援する組織

※8：本指針でいう市民公益活動団体の範囲（網掛け部分）

（その担い手の主たる目的とする活動により分類）



・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※9参照）により整理します。

※9：市民公益活動と活動の担い手の関係性

*新たな事業者含む

		主 な 活 動 の 担 い 手		
		市民公益活動団体	その他の団体 (例：共益団体)	事業者
		NPO 法人、ボランティア団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	*事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

- 市民公益活動を行う法人としては、これまではNPO法人が一般的でしたが、法人制度改革などにより、一般社団法人や一般財団法人などの公益法人をはじめ、多様な法人形態での市民公益活動が行われるようになってきていることから、活動内容等に適した法人を選択できるよう支援していくことが求められます。
- 事業者が行う市民公益活動について、これまでは本来事業とは一線を画して行うCSR（注7）活動がメインでしたが、近年は本来事業を通して地域や社会の課題解決を目指すCSV（注8）活動が注目を浴びています。このような活動においても、市民公益活動との連携・協働が進んでおり、情報の収集・提供に努めるとともに、必要なコーディネート等を行っていくことが求められています。

（注7）CSR：corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

（注8）CSV：creating shared value（共有価値の創造）の略。企業による経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）を両立させること。

● 1. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

- ・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※10参照)に基づいて行っていく必要があります。

※10：「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

（２）積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

（３）総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」がまちづくりを支える基本政策の１つである第５次総合計画など、本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

（４）活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

● 2. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・市民公益活動の支援や協働促進のために、自治体運営の基本原則（「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに、これらを進めていくためのルールや体制を整えるなど、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に実施していきます。
- ・また、職員の意識醸成を図りながら、サービス・プロバイダー（福祉などの公共サービスを提供する側）からプラットフォーム・ビルダーへの変換が必要となります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、相互に連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・これは、倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する（CSR）ことだけでなく、経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）の双方を視野に入れた活動（CSV）が重要であることを理解していくことが求められます。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

(4) 中間支援組織の役割

- ・市民公益活動や協働を円滑に進めるためには、市民や市民公益活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要であり、中間支援組織自らの活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。
- ・そのため、中間支援組織は、市、市民及び市民公益活動団体等の間に立ち、市民公益活動推進のために、市民公益活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

1. これまでの経過・成果

本指針の作成及び改訂の経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～19年	「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託し、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ事業を展開。
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくため、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成18年 4月	第4次総合計画スタート。まちづくりの理念の一つを「協働のまちづくり」とする。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。
平成19年11月	市民主体による検討委員会の議論を経て、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン 指定管理者：かわちながの市民公益活動推進委員会（かわちながのボランティア活動推進委員会から名称変更。現：NPO法人はぴえる）。以降、3期に渡り同団体が受託。
平成20年10月	各地でまちづくり交流会スタート（最大10地域。現在、地域まちづくり協議会の取組みの中で継続している地域有り）
平成20年12月	市民と行政との協働で「協働マニュアル」を作成。
平成22年 5月	市民公益活動支援補助金制度とその原資となる基金（ふれあいるーぷらざ基金）を創設。 協働事業提案制度を創設
平成22年10月	大阪府より、NPO法人設立認証等の事務移譲
平成23年 7月	地域まちづくり協議会スタート（現在13小学校区中11校区で設置）
平成28年 4月	第5次総合計画スタート。まちづくりを支える政策として「協働によるまちづくり」を定める。また、小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域別計画を策定。
令和 3年 4月	イズミヤゆいテラス内のかわちながのボランティア・市民活動センターに、「るーぷらざ」の機能を移転。
令和 4年 3月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を改訂

2. 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公 益とは：不特定多数の第三者の利益。（特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含みます。）

共 益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営 利とは：利益追求を目的とすること。

（活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。）

非営利とは：利益追求を目的としないこと。

（活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。）

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
- ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は市民公益活動からは除きます。
- ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

河内長野市 自治安全部 自治協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町一丁目1-1

電話：0721-53-1111

FAX：0721-53-2380

E-mail：jichisinkou@city.kawachinagano.lg.jp